

大阪府・大阪市特別区設置協議会

第5回協議会 議事録

日 時：平成25年5月31日(金) 14:00～17:00

場 所：大阪府議会 第1委員会室

出席者：浅田均会長、美延映夫副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、明石直樹委員、
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは始めさせていただきたいと思いますが、協議会の開会に先立ちまして事務局のほうから発言の申し出がありましたので、これを許可します。

山口局長。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

大都市局長の山口でございます。5月23日大阪府市大都市局で発生メール送信事案につきましては市民、府民を初め議会の皆様、とりわけ協議会委員の先生方に多大な御心配をおかけしましたことをこの場をお借りして深くおわび申し上げます。今後、大都市局職員一丸となりまして服務規律の確保、コンプライアンス意識の徹底に取り組みまして、協議会事務局の仕事をしっかり行ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

(浅田会長)

それでは、ただいまから第5回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。

まず、定足数であります。同協議会規約第6条第3項により、2分の1以上20名の委員が出席いたしておりますので、定足数に達し、会議が成立しておりますことを、まず御報告申し上げます。

次に、委員の交代に関しまして、まず新たな委員について御紹介させていただきます。5月17日及び5月30日付で大阪市会議長から私宛てに委員交代の届け出があり、小林委員から長尾委員に、辻委員から美延委員にそれぞれ交代し、新たに御就任いただいておりますのでよろしく願い申し上げます。辻委員におかれましては、協議会規約第5条第6項の会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を代理するという規定により、私の職務代理者として副会長に御就任いただいておりますが、このたび交代されましたので、新たに美延委員に私の職務代理者として副会長に御就任をお願いいたしたいと思っております。

美延委員、よろしいでしょうか。

(美延副会長)

よろしく申し上げます。

(浅田会長)

それでは、副会長には美延委員にお願いいたしますので、美延副会長におかれましては席の交代をよろしく申し上げます。

それでは、協議に移ります。前回8つの事務事業につきまして大都市局に加えて関係部局にも出席をいただき資料の事実確認等の質疑を行ったところですが、本日追加の資料が出ておりますので、まずその説明をお願いいたします。

(事務局：田中制度企画担当部長)

済みません、事務局の制度企画担当部長、田中です。私のほうから座ったまま説明させていただきます。

お手元資料1、事務分担(主な論点)追加資料をごらんください。まずページをめくっていただきまして、2,100事務事業と8項目の関係ということで、1ページをごらんください。前回の議論の中で2,100事務事業と8項目の関係がわかりにくいとの御議論がありましたので、整理させていただいております。総務省との協議を進めるに当たって、現在実施している事務事業を法令根拠に基づいて都道府県権限事務、政令市権限事務、中核市権限事務、特例市権限事務、一般市権限事務及び任意事務に分類する必要がありましたので、この権限分類に基づいて事務事業を整理したところ、2,100事業という結果になりました。

例えば同じ法律に基づく規制権限であっても、ある条項は政令市権限、別の条項は中核市権限に基づく場合には、それぞれ別の事務事業と整理しているところがございます。第3回目のこの協議会の場でも説明させていただきましたが、新たな特別区におきましては中核市並みの権限を有することを基本に事務配分を行うこととしておりますので、アンダーラインのところがございますけど、基本的には中核市以下の権限については特別区が担う方向で作業を進めることとしております。

2,100事務事業の全てが8項目の事務事業に収れんされるわけではございませんが、今後の事務配分を進めるに当たって視点となるべき論点が含まれていると考えられる8項目について、先行的に御議論いただく資料として提出した次第でございます。

次のページは分野別の自治体の権能に基づく主な事務をまとめておりますが、これは既に提出させていただいている資料を再添付させていただいております。

次にめくっていただきまして、8項目の現状と検討の方向性という形で、3ページの児童相談所の現状についてでございます。上段の表には大阪府と大阪市、それぞれ現状、事務の特徴・課題をまとめておりますが、第3回目の本協議会に提出させていただきました8項目に係る事務分担(主な論点)の資料の中から主に抜粋し、整理させていただいております。下段の表には、現状を踏まえ、特別区への再編に際しての制度的課題を整理しております。なお、説明に当たっては時間が限られておりますので主に大阪市の現状を中心

に説明させていただきます。

まず児童相談所の現状についてでございますけど、一番四角の上にありますように、こども相談センターを1カ所設置し、児童相談から必要に応じて措置、措置に基づく施設の確保まで一貫して対応しております。各区役所におきましては、地域のネットワークと連携しながらこども・子育て家庭への支援を行うとともに、状況に応じてこども相談センターが区の後方支援を実施といいますように、1つの相談所とそれぞれの区役所が役割分担、連携を図りながら児童福祉施策を推進しているというのが現状でございます。

下の表は検討の方向性ですけど、これは前回の資料をそのまま参考のために添付しておりますので省略させていただきます。他の項目につきましても同様の資料づくりとなっております。

続きまして5ページ、義務教育（小中学校の設置管理）について説明させていただきます。大阪市におきましては、学校の設置管理に加えまして人事権や研修までのトータル権限・責任を有しており、市域で一貫した教育行政を行っております。中の、例えば中核市、高槻市と比べて小学校数で7倍、児童数で6倍、特例市の岸和田市と比べますと小学校数で1.2倍、児童生徒数で9倍ということで、こういった比較して相当規模の小学校数、児童生徒数を1つの教育委員会で一体的に担っているという現状がございます。

続きまして7ページ、都市計画の現状についてでございますけど、大阪市の現状としましては、大阪市は都市計画区域マスタープランを市域で独立した1の都市計画区域となっております。大阪市はほとんどの都市計画権限を有しておりまして、広域的なまちづくりから地域に根差した身近なまちづくりなど総合的に進めているという現状がございます。

続きまして9ページの下水道の現状についてでございます。大阪市としましては、単独公共下水道によって整備を進めてきたということで、地形に沿って効率的な整備を進められてきたということから、現在の行政区と下水処理区が一致しないということで、24行政区に対して12処理場を設置して下水道事業を行っているような現状がございます。今後の課題としましては施設の整備、あるいは老朽化した施設の改築・更新に当たりまして多額の事業費が見込まれる反面、人口の減少に伴って処理水量の減少傾向が見込まれるという特徴がございます。

続きまして、11ページの消防の現状についてでございます。消防につきましては、消防局と市内の25消防署、64出張所からなる体制で市内24行政区の消防を一体的・効率的に担っている現状がございます。また特別高度救助隊を設置するなど、高度な機能を有しているのが特徴でございます。

続きまして、13ページの保健所・保健センターの現状についてでございます。保健所につきましては、事業者を対象とした保健サービスを1カ所に集約して効率的に実施し、各行政区につきましては保健センターを設置し、保健所業務の一部を担って住民を対象とした保健サービスを総合的に担っているという、保健所と保健センターが役割分担、連携しながら執行している状況がございます。

続きまして15ページの国民健康保険の現状についてでございます。大阪市としましては、大阪市が保険者となって一元的に国民健康保険事業を運営しているため、保険料は市域内で同一、区役所におきまして保険料の徴収、納付相談等を実施しておりまして、区役

所と福祉局が連携して収納率向上に向けた取り組みなどを実施しているところでございます。会計的には、保険料負担の軽減のため毎年400億を超える一般会計からの繰り入れを行っておりまして、保険財政としては多額の累積赤字を抱える厳しい状況となっております。

続きまして17ページ、生活保護の現状についてでございます。区役所が実施機関として生活保護に関する実務を実施し、福祉局が各区役所に対して監査指導をしている状況でございます。生活保護率の上昇により財政負担が過重になる中で、生活保護の制度上の課題に取り組むとともに、福祉局と区役所が連携して不正受給対策などを実施している状況でございます。各区役所で培われた現場のノウハウを集約し、企画立案をし、国への制度改正の提案につなげ、さらにそれらを現場にフィードバックするという形で取り組みを実施しているような状況でございます。

以上がちょっと雑駁にはなりましたが、大阪市の現状と特徴という形で資料としてまとめさせていただきました。

(浅田会長)

それでは、まず本日の進め方などについての確認をさせていただきます。8つの事務事業の事務分担につきまして各会派ごとに10分程度で御意見をいただき、その後委員間で協議を行いたいと思います。委員間協議の後、一旦休憩し、代表者会議を開催して、取りまとめを行い、その後協議会を再開して御確認願いたいと思います。

花谷委員。

(花谷委員)

その前にちょっとこの資料について事務局に尋ねてよろしいですか。

(浅田会長)

どうぞ。

(花谷委員)

今、追加資料を御説明いただいたのは、前回我が党から現行制度の課題もしくは効果、これを事務局として示してほしいというお願いをして、それを作っていたものだとして理解してます、これ。ところが現行制度の課題や効果は全く書かれていない。現状を説明していただいているだけで、さらには制度的課題ということで書いてありますけども、これは現行制度の制度的課題ではなくて現行から特別区へと移行させたときの課題なんですよ。これは我々が要求してる資料と全く違うんですけども、これはどういう資料と認識したらいいんですか。

(浅田会長)

手向部長。

(事務局：手向制度企画担当部長)

花谷委員の御質問に関してですけれども、現行制度のもとでそれぞれの事務事業がどうなっているかということにつきましては、私ども事務局といたしましては前回作成した資料の中で、それぞれの事業が持つ事業の枠組みであるとか特徴、それから体制をどういう形でやってるかということについてはできるだけ分析するという形をとらせていただいで説明させていただいたと考えてるところでございます。

今回の追加の資料につきましては、この協議会の場で協議をしていただく上で事務分担案として事務局が2つA案、B案といった形でお示しさせていただいたことを並べて、集約的に一覧できるような形に資料を取りまとめて再提出させていただくということでさせていただいたものでございます。事務局の本協議会における役割といたしましては、法に基づく法定協議会ということでございますので、特別区設置によっておのこの事務の分担がどうあるべきかということについて、この協議会の場でいただけるように資料を調整していくことであろうというふうに考えておりますので、どうぞその御趣旨を御理解いただきたいと思います。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

それはやっぱりおかしいと思いますよ。前回資料要求をして出させていただくということであったんですから、現行制度での課題というのは多分市議会の中で議論されて、その解決方法もいろいろ議論されてると思うんですね。で、これまでから課題のあったものをいろいろと変えてきたという経緯、これは資料を拝見したらわかります。今抱えてる課題というのは把握しておられないんですか。

(浅田会長)

手向部長。

(事務局：手向制度企画担当部長)

現行制度のもとで行ってきた事務事業というのは当然制度、そこは動かすことはできなかったわけですから、その中でももちろん大阪市におきましても大阪府におきましても工夫しながらやってきたわけでございます。今回この協議会でやはり御議論いただくことになるのは、新しく特別区が設置された場合に事務の分担のあり方を、例えば広域基礎とした場合に、確かに今と比べてそこはどう変わってくるのかとかそういうところを踏まえて御議論いただく必要があるとは思いますが、今の制度自身の課題を深く掘り下げて特別区設置時における事務分担、そこを議論していただくものではないというふうに思ってるんですけれども。

(浅田会長)

花谷委員に申し上げます。花谷委員、自民党が要求された資料についての議論ですので、後ほど事務局側と自民さんでやっていただきたいと思います。

(花谷委員)

じゃ、最後に一言ね。今事務局が効果と課題を出せないということですので、特別区設置を推進しようとしてされてる方々、知事、市長、維新の会の方々に、できればプレゼンの中で現行制度の課題、その解決としてA案なのかB案なのか、そういうお考えも示していただけたらと思います。事務局が出せない限りは、議員間討論でそういうことを明らかにしていただきたいと思います。我々はそれに基づいたような自民党の見解をさせていただきたいと思います。

(浅田会長)

それでは8つの事務分担につきましては会派ごとに10分程度で御意見をいただき、その後委員間で協議を行いたいと思います。委員間協議後一旦休憩し、代表者会議を開催して取りまとめを行い、その後協議を再開して御確認願いたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。

それでは各会派の御意見をいただきたいと思います。

まず維新、大橋委員からお願いいたします。

(大橋委員)

維新の大橋でございます。それでは私のほうから、既にお配りいただいているかと思いますが、資料に基づきまして我々が考えること、そして事務分担についての見解を御説明さしあげたいと思います。

まず今の花谷委員の御主張もそうですが、今のままがいい、今までのままがいいということの御主張の中での議論かというふうに思います。

政令市である大阪市との現状を比較すべき、今のままでいいではないかという主張が大きく言われておりますが、そもそも本協議会というのは特別区の設置に関する協議を行う場というふうに我々は位置づけております。大都市地域における特別区の設置に関する法律が昨年8月末国会で承認され、そしてその法律を受け、大阪府議会・大阪市会特別区設置協議会規約をそれぞれの議会で御可決、御承認いただき、この協議会が設置されて出席いただきます。特別区の設置に係る協定書の作成など、特別区の設置に関する協議を行うこととなっているのは既に御案内のとおりです。大阪の改革は待ったなしです。このままでいいはずがありません。我々としましては、今申し上げました協議会の役割を踏まえ、府市再編に向けて真摯な議論をしてまいりたいと、かように思っているところでございます。

大阪都の実現とサービスの向上につきましては、制度を変えたからといってすぐにはサービスが向上するというものではございません。大阪都構想を実現する意義というのを、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化して広域機能を一元化、選択と集中による大

阪の成長の実現、そしてあわせて住民の身近に区長・区議会を置くことで、選挙で選ばれた者の権限・責任で地域の実情に合った身近な行政を住民コントロールのもとに決定できる仕組みであります。今の区役所はあくまで市役所の出先機関でありまして、区長は市長の部下。今公募されてる区長は非常にユニークな方が多いと思いますが、それでも市長の部下であります。住民自治の充実、区役所の抜本強化を目指し、大阪都構想の肝というふうに書かせていただきましたが、住民から遠い市役所から権限・責任を住民に身近な区役所に移し、公選区長・区議会のもと、地域のことを決定できるようにするということが肝であります。

市役所がどうなるかでなく区役所がどう変わるかということが最大のポイントでありまして、区役所で地域のことを決定できるようになることで、これまでのように大阪市内押しなべて一律なサービス提供ではなく、地域の実情を踏まえて、例えばこのサービスは縮小して、こちらのサービスを充実させ拡大させよう、またこのサービスのここを改善しよう等、住民と区長・区議会が一緒になって、地域にふさわしい行政の姿を考えていくということができるようになるはずで、それぞれの区役所での特色ある施策展開を可能にすることにより、身近な地域レベルでの地域の実情に応じた行政サービスの向上につなげていく。それが特別区設置の肝中のキモであります。

次に事務事業のコスト検証につきまして述べさせていただきます。

8項目のコストについては非常に重要というふうには共通した認識を持っております。その上で、一つ一つの分析というよりもトータルの分析を行ってはどういうふうに提案させていただきます。コストが増えるものもあれば、また減るものもあります。例えば身近な特別区できめ細やかなサービスをしようとするれば、マンパワー等コスト増の可能性もあります。また府市で分かれている広域機能を一元化してコスト縮減の可能性もあります。大事なのは府市再編によってトータルでコストがどうなるか、コストに見合う効果があるかどうか、これを検証すべきであります。まずは役割分担についてあるべき方向を見据えて、その上で8月の事務分担、職員体制とのパッケージ議論の際に全体像の議論をすべきではないかというふうに考えております。

今後コストを考えるには、出発点は現在の府・市の現行の職員体制ありきではございません。あるべき職員体制、人員数を追求し、検証すべきです。縦割りの官僚組織ではなく、スリムで柔軟・効率的な組織、最小のマンパワーで最大の施策効果を発揮できる、組織理論ではなく住民にとってのあるべき職員体制、白地に大阪にふさわしいあるべき制度を描くのが大阪都構想であります。当然に職員体制についてもあるべき姿、広く他の自治体と比較して、あるべき職員体制を考え、大阪の新しい統治機構を求めるべきであります。

大阪市の将来人員見通しでも、中核市の職員数を参考に目標設定をされております。これを現時点検討の区割り、例えば30万なら7区、45万なら5区に当てはめるといたしますと、必要職員数は1万1,500人から1万6,100人という試算ができます。

次をお開きください。9ページ、10ページに平成23年10月に大阪市の将来見出しを出されてございます。9ページの破線から上が、2万1,600人から、そして27年10月時点では、約それを1万9,350人まで減らせるというふうな図でございます。

例えば、10ページの面積の小さい都市型中核市の職員数と比較いたしますと記載のよ

うになりまして、一般行政職員、その職員総数から箱書きの保育所、清掃、幼稚園、病院、水道、下水道、交通事業に従事する、いわゆる現業職、専門職を引きますと、その平均は2,346人ということになります。想定職員数平均約2,300名を8から9の基礎自治体という大阪市内の特別区に割り当てますと1万8,400人から2万700人ということになるそうでございます。

現人員が2万700人から大幅な減もできる可能性が秘められてるというふうに読み解けるわけでございます。30万人規模が2,300人掛ける7で1万6,100人、45万人規模の5区の場合は2,300人掛ける5区で1万1,500という大幅な減もできる可能性を秘めているというふうに試算できます。全国スリムな職員体制を目指すぐらいの意気込みを持っていただきたいと、かように思います。

官の統治・既得権を打破し、自立した個人を基盤にした自治分権、徹底した行財政改革、簡素・効率的な行政改革の実現を目指しております。国におきましては既得権益と闘う成長戦略ということで要望いたしております。

これに基づきまして、8事業の事務分担についての我が会派の見解を申し述べたいと思います。まず、児童相談所についてであります。結論といたしましては特別区が担うべきとするB案を支持させていただきたいと思います。過去大阪市における児童虐待事件におきまして、こども相談センターの対応と各区役所や学校との連携不足が問題であると指摘されたことは御案内のとおりでございます。児童相談所と区役所や地域との連携、ネットワーク化や児童虐待防止の体制強化が必要であるということは明らかであります。また大阪市は非常に相談数は多く、相談量や内容にそれぞれの区で偏りがあると認識をいたしております。また先ほど御説明いただきました一時保護施設や人的交流の課題いかに対しては、そのエリアごとの必要性により特別区間の水平連携などをとった選択肢を検討し、住民にとってよりよい制度を目指すべきというふうに考えております。

次に義務教育についてであります。特別区は小中学校を設置管理し、人事権も特別区で担うとするB案を支持したいと思っております。学校や教員の強化を含めたマネジメントをより機能させ、保護者や生徒のニーズを酌んだきめ細やかな教育の実践、教育力の向上につながるものと考えております。あわせて、それぞれ校長の権限を強化し、校長のマネジメントのもとに地域の声を取り入れた学校のあるべき姿を目指していきたい、かように思っております。また教職員の人事異動等で問題が生じる可能性もあることから、自治体間や民間との人事交流、非公務員型人材の登用など、人事の流動化を可能とする方策も検討すべきというふうに考えております。

次に都市計画についてであります。都道府県・一般市の役割分担を基本とするA案を支持したいと思っております。地域主権一括法によりまして都市計画法改正において三大都市圏におきましては用途地域も市町村権限となってまいりました。これまでの地方分権改革のもと、より身近な自治体へと都市計画権限が移譲されてきたことから、実際には用途地域の決定は合理的土地利用を図ることを目的とした住民に身近な行政制度であり、地域の特性に応じたニーズが商業地、準工業地域における住宅問題など基礎的自治体が対応する課題が多いのが現状であり、A案が妥当だというふうに考えております。ただ、ピンポイントの戦略的なまちづくりという観点からランドデザイン等は広域的な観点からつくるべ

きというふうに付言をさせていただきたいと思います。

次に下水道であります。広域自治体が一元化して実施するB案を支持したいと思います。下水道は地域によって特殊性がありますし、広域的、一体的、合理的に処理することが住民の利益に合致すると考えております。そのような観点から、下水道事業については広域自治体が一元的に担い、効率的運営を行うことでサービスの向上を図ることを目指すべきというふうに考えております。将来的には上下分離しPFI方式を検討するなど民間の経営理念を取り入れ、より効率的な運営、限られた財源の中で継続性のある運営、投資の選択と集中ができるような体制を検討していく必要があると考えております。

次に消防です。結論といたしましては広域自治体が特別区の消防事務を管理するC案を支持したいと思います。3.11にもありましたように、また先日南海トラフ大地震が発生した場合の最終報告が発表されまして、大阪における甚大な被害予測も浮き彫りとなっております。より専門的で高い対応力を要するハイパーレスキューの整備など、地域のみならず広域で対応しなければならない課題が多くあり、こういった観点から、消防事務については広域自治体が特別区の消防事務を管理することで、大阪における消防・救命力を強化すべきと考えております。日常の救急消防サービスは現行の組織体制を保ちながら、その能力を保持することは当然のことでありまして、大規模災害発生時に対応できるハイパーレスキュー機能まで消防体制を拡充し、広域的に組織を指揮管理、調整し将来的な機能強化を図るためにも消防事務については広域自治体が特別区の消防事務を管理することは妥当というふうに考えております。

次に保健所・保健センターであります。保健所については特別区ごとに設置するC案を、保健センターの設置については各特別区の現在の行政区をベースに複数設置するB案を支持したいと思います。ただし、保健センターの設置数については、将来的には特別区の規模やその地域の実情あるいは特性に応じて各区の判断に委ねるべきというふうに考えているところであります。保健所機能と保健センター機能をともに住民に近いところで設置することで、より総合的で専門的な保健サービスを迅速に住民に提供していくことが可能となると考えております。

国民健康保険に関しては、広域化が実現するまでは特別区の水平連携で実施すべきとするB案を支持いたします。国では昨年社会保障・税一体改革の大綱におきまして、財政運営の都道府県単位の方向性が閣議決定されております。国において国保の広域化が実現するまでは、先ほど申し上げました特別区の水平連携で運営することにより、これまでの大阪市域内の保険財政や保険料の枠組みを維持した上で将来の広域化にスムーズに対応できると考えております。

最後に生活保護でございますが、生活保護に関しましては、これまで大阪市が培ってきた不正受給対策や貧困ビジネス対策に関する企画立案機能は生活保護の実施機関である特別区の水平連携により担当するA案を支持したいと思います。本来、生活保護は国の責任で行うべきという考え方には変わりはありませんが、事務の実施主体ではない広域自治体が企画立案機能を担うとなると、現場の声を制度改正に的確に反映できないばかりか企画立案機能だけを担う新たな組織が必要となり、行政組織の肥大化を招きかねません。生活保護を実施する主体と企画立案を担う主体とを一致させるべきというふうに主張をさせて

いただきたいと思いをします。

我々は民主主義の本質に立ち返り、地域の実情に応じたサービスの提供を主権者のコントロールのもとにリーダーのガバナンスで全体の奉仕者である公務員が字のごとく公務として公明正大に必要な事務を行い、それも地域の実情に応じたサービスが必要なときに的確に行えるよう、地域に権限を渡す。国、広域、基礎自治体がそれぞれ適正に役割分担し、事務を所掌する理想的な政治機構を目指し、統治機構を目指し、この大阪に新たな統治の仕組みを構築することが、この協議会また我々に課せられた使命と考え議論を深めてまいりたいと、かように思います。御清聴ありがとうございました。

(浅田会長)

それでは、次に公明、清水委員からお願い申し上げます。

(清水委員)

それでは、大阪府市大都市局の提出されております事務分担(主な論点)8項目につきまして、現時点での私たち公明党府市の議員団の見解を申し上げたいと思いをします。

まず児童相談所についてですけれども、特別区に児童相談所を設置する方向で制度設計されてはどうかと思っています。ただ相談業務のほか、法に基づく措置等の事務遂行のためには専門職員が確保されることが必要ですし、体制の充実強化は求められるところですので配慮をお願いしたいと。それと児童相談所設置自治体、ここでは特別区になるかということですが、一時保護施設を設置することが難しいのではないかと。水平連携も想定する必要がありますというふうに書かれておりますけれども、共同設置する、また委託とか一部事務組合等の方策によって共同設置する方向で検討されるかと思うんですけど、ただ法にそういう規定がないのではないかなと。国のほうの考え方としてこの辺がまだはっきり示されていないと思いをしますので、そこは国のほうと確認をしていただきたいと思っています。

次に児童福祉施設の所管する自治体と、この児童相談所の所管の自治体が異なる場合の調整のあり方については、これは非常に検討を要するのではないかなと思いをしますので、これもぜひ事務方のほうで、現状の確認とあわせてしっかりお願いしたいと思っております。

次に義務教育ですけれども、特別区が人事権や研修も含めて総合的に小中学校の管理運営を行う方向で制度設計されてはどうかと思いをします。ただ教職員の人材確保のために特別区の規模はどうあらねばならないのかとか、それから特別区の連携による採用とか異動の仕組みについてもあわせて検討しなければならないのかなと思いをします。なお、義務教育国庫負担制度、府費負担教職員制度の問題をどう取り扱うか。特に教育の地方分権の推進を図るということから、この府費負担教職員制度の問題にまで踏み込むとしますと、やはり教職員をきちっと確保できるのかどうか、それと適正配置が可能なのか、それと財源がきちっと安定的に確保されるのかどうか、この辺は国の制度とも非常に議論しなければならないところですので、そこまで今回議論をしていくのかどうかはまたこの協議会で議論を深めたいと思っています。

次に都市計画ですけれども、東京都区同様に広域自治体に一体的な都市づくりに必要な権限を集約、地域のまちづくりに必要な権限は特別区が担うと、こういうふうに書かれて

おりますけれども、用途地域の権限につきましては、やはり特別区が中核市並みのまちづくりを行って自立していくためには必要な権限ではないかと思っています。ですから一般市と同様に特別区に確保されるような方向でまとめられてあるのではないかなと。なお、大都市としての一体性についてはマスタープランを設定することによってある程度確保はできるのではないかなと、こういうふうに考えています。

次に下水道ですけれども、下水道事業の一元的な実施による事業の重点化、効率的な組織体制の整備、これは非常に重要な観点だと思います。そういう意味で広域自治体が担う方向で制度設計されてはどうかと思っています。特に今、地震、風水害等の広域的な大規模災害に備えるためには、広域自治体で集約して取り組むことは必要であると考えています。ただ老朽施設、特に大都市圏におきましては老朽施設の整備・更新ってというのは多額の費用が発生いたします。そういう意味で、防災・減災対策を進めていこうとする国としっかりと協議しながら、この費用負担のあり方についてもぜひ働きかけていきたいと考えています。

次に消防ですけれども、広域自治体が特別区の消防事務を管理する方向で一旦制度設計していただいたらどうかと思います。ただ広域自治体がいわゆる消防庁を管理運営することと、一般の市町村のする消防事務、それぞれ並列してあるわけですから、この辺の整理をまずきちっとする必要があるだろうと。それと消防の広域化ということと、これまで府域においても市町村間の協議によって進めてきました。それぞれ市町村のニーズに応じて地域性に応じて協議によって進めてきてます。その取り組みってというのは、ぜひやっぱり尊重していくべきだろうと。広域自治体が総合組織を一括管理するんだという、非常に荒っぽいやり方にならないように丁寧な進め方が必要ではないかなと思っています。

もう一点、大規模災害等に対応する特別高度救助隊、ハイパーレスキュー隊についてですけれども、現在大阪市において設置されておりますけれども、やはりこれは専従組織として機能強化を図る必要があるでしょう。そうなりますと、その管理運営に係る費用負担を考えますと、やはりこれは府県とか政令市だけに委ねられるものではなくて、やはり国において大規模災害の対策を戦略的に位置づける必要があるだろうと。その中で国と地方との費用負担のあり方、こういうこともしっかりと国との協議をする必要があるのではないかと考えます。

保健所につきましては、特別区に保健所・保健センターを設置する方向で制度設計をしていただいてはどうかと。ただし書いていただけてますように、専門人材の確保と効率的な運営のあり方については丁寧な検討をお願いしたいと思っています。

次に国民健康保険ですけれども、後期高齢者保険がもう既に今広域化されております。国民健康保険につきましても基本的には広域化すべきではないかと考えます。これは進みますように国に働きかけていただきたいと思います。ただ、広域化が図られるまでは特別区間の保険料の激変ということが起きないように連携のあり方、これを探る必要があるのではないかと考えています。

生活保護につきましては一人一人の自立促進、また精神的ケアなど複雑な事情が現場にございます。そういう意味では、基本的には基礎自治体におけるきめ細やかな取り組みが有効ではないかと考えます。ただ、企画立案機能を広域が担うというふうにかかれてるん

ですが、その具体的な課題ってというのは、広域が担わなければならない課題は何なのかっていうのは、もうちょっと整理して協議していく必要があるんじゃないかと思っております。

以上、現時点でのこの資料に対する見解を申し上げます。なお、協議の進め方につきまして、事務局のほうでは財源、また財政調整、職員体制、コスト等パッケージとして制度設計をして8月に提示したいと、こういってございまして、その際、比較検討ができる資料もあわせて提示していただいて、今前提として置いてこの事務事業の方向性の検証もあわせてやっていきたいと思っておりますので、事務方にはぜひ御協力をお願いしたいということをお願い申し上げます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

それでは私どものほうから、事務局が提案された事務分担(主な論点)について、自民党として前回の協議会での質疑を踏まえ市会・府議会で協議をさせていただきまして、堺市議会の方にも参画をいただいて意見をいただき、会派として意見をまとめましたので御報告をさせていただきます。

まず、そもそも本協議会が特別区の設置に関する協議を行う場であるということは我々も十分認識してるつもりでございます。しかしながら、総論的な観点はもとより今提示いただいた8事業、いわゆる各論について本当に現状の、いわゆる現行制度に制度上で施策をやっていくに当たってどのような問題があるのか課題があるのか、それは制度を変えることによって、大都市制度を変えることによって解決できるのかどうかということはこの場で明確に示していただかないと、やはり特別区設置の方向に進んでいいですねということ判断できないというふうに我々は思っておりますので、そういった意味で、今回事務局からさらに提示いただいた案は我々が前回の協議会で求めさせていただいた資料とは全く違うということ冒頭花谷委員から申し上げさせていただきまして、改めて申し上げさせていただきたいと思っております。制度的課題というふうに書いていただいておりますけれども、これは制度的な課題でも何でもなくて、ただ単に特別区設置を前提として問題提起したにすぎないというふうに言っておきたいと思っております。

(浅田会長)

柳本委員に申し上げます。この、先ほど委員のほうから御発言ありましたけれども、設置の規約ですね、規約に、この目的に関連する事務ってというのは書かれてあって、もちろん大阪市の区域における特別区の設置に関して必要な協議を行うというのが私たちの役割ですんで、その点、冒頭そういう御発言がありましたけれども、重々御認識の上、御発言いただきたいと思います。

(柳本委員)

私から申し上げましたように、本協議会は特別区の設置に関する協議を行う場であるということは十分に認識しております。その上で、先ほどのような発言に至ったということで御理解をいただけたらと思います。

資料の説明に続けさせていただきます。まず大前提として、新たな大都市制度への移行を目指す以上、現行制度と比較して良くなるということが示される必要があります。この観点から大都市制度に関する自民党の基本的な考え方を1ページに記載しております。この点については何度も何度も我々から触れさせていただいたことではございますが、大阪府と大阪市・堺市が大阪広域戦略協議会を設置し、戦略の統一、政策協議を十分に図ることで広域行政の一元化、二重行政の解消は可能と考えております。

また大阪市において、区役所への権限移譲や区長公選や準公選など徹底した都市内分権を進めることで、住民自治の強化は可能であると考えております。つまり都構想の大きな目的である二重行政の解消、住民自治の強化は、現行制度のもとでも解消すること、解決することは可能であるというふうに考えているということでございます。

(浅田会長)

柳本委員にもう一度申し上げます。自民党さんは自民党さんの御見解をお持ちというのは十分承知しております。公明党さんもそうですし維新の会もそれぞれの考えを持っておった。そのいろいろの考えを持っておった会派が議論して、議会で議決して特別区設置協議会を設置すると、そういう規約をつくったということでございますんで、議論が逆行するっていうんかな、というようなところはできるだけお避けいただいて、建設的に前へ向かって協議会、特別区の設置に関し必要な御議論をお願いしたいと思います。

柳本委員。

(柳本委員)

逆行させるつもりはございません。前回の協議会で申し上げましたけども、入り口議論については橋下市長からも大いにしていただけたらいいというふうに言っていただきましたし、大阪市議会におきましてもそのような御答弁もいただいておりますので、それに基づいて逆行させることなく比較検証する上で本当に特別区設置というものが大阪市民にとって、大阪府民にとって有益かどうかということをお場で議論して検証していきたいというふうに思っております。その上で説明を続けさせていただきます。

続いて、この基本的な考え方を踏まえて、事務分担の主な論点8項目に対する総括的な見解を記載させていただいております。資料に示された課題の中には、特別区を設置しなければそもそも生じない課題も多く、わざわざ課題のある選択肢から選ばざるを得ないところこそが都構想の矛盾を示すものであると考えます。特別区に分割されることによるデメリットで、現行よりもサービス水準が低下する案になっているもの、効率化が期待できないものも見受けられます。広域戦略協議会と都市内分権の取り組みで、資料に示されているような効果を発揮し、課題もクリアできる可能性は大いにありと考えております。大阪府がヘッドクォーターになり、各区役所を機能強化することが現実的かつ確かな選択であり、

無理やり A 案・B 案を押し込めるような議論はすべきでないと考えます。不自然な状態を生み出してまで都構想を進めるべきではないと考えております。

新たな大都市制度を現行制度と比較するため、まずはその前提となる現行制度をきちんと検証することが必要不可欠であり、現行制度における効果・課題について検討を深めるべきであるということが、改めて今回事務局から提示をいただいた案を見させていただいて、明らかになったというふうに我々は認識しております。

続きまして、8 項目、8 つの論点それぞれについて、この基本的な立場に立って現行制度の比較を行いながら検討した結果を次のページから記載しております。

児童相談所については 3 点。大阪市では、各地域における相談、支援事業などは各区役所の保健福祉センターで対応しております。大阪市域内に相談機関が 24 カ所あり、住民に身近なところに相談機関が設置されていることは非常に重要であると。これは 1 つの効果であるというふうに考えます。現在こども相談センター、いわゆる児童相談所は大阪市域内で 1 カ所でございますけれども、相談件数が多いことから、複数カ所設置することも視野に、現行制度のもとで緊急時対応など機動性も高め、住民の安心・安全を確保できるように、この児童相談所の問題についてはしていくべきであるというふうに考えます。そういったことを考えますと、住民に身近なところで迅速かつ的確な対応や、地域の実情に応じた施策展開が期待できるほか、特別区に分かれる場合と比較して、専門人材の融通やノウハウの蓄積などの面でも今の現行制度のメリットも出てくるというふうに考えております。

続きまして、2 番目の義務教育については 4 点挙げさせていただいております。中核市並みに特別区に人事権を付与しても、教職員の異動や採用等の面で課題が多い。現に、府においても人事権の移譲を受けているのは現在豊能地区のみで、他の地域での要望はないということでございます。地域特性や学校の実情に応じたきめ細やかな教育行政が展開できると言いつつ、特別区間で採用や異動、研修などを共同で実施した場合は、特別区の教育理念や方針が各教職員に伝わりにくくなるのではないかとこのように考えます。また、特別区間で統一した教育理念や方針を定めるのであれば、市域で一体的な教育行政を行っている今の大阪市のほうが効率的であると思っております。大阪市においては、人事権や研修権までトータルの権限・責任を有しており、広域的な観点からの人事や効率的な研修が実施できると考えております。

また、本日の事務局からの資料で教育委員制度についても若干触れられておりましたけれども、教育委員 1 人当たりの学校数や児童生徒数が少なくなれば、各学校や児童生徒に十分目が行き届くとは限らないと思います。それはあくまでも制度上の問題ではなく運用上の問題であって、教育委員が事務局のサポートのもと、現場も十分に把握した上で、きめ細やかに教育行政を行えるように工夫することにより十分対応は可能であるというふうに考えております。

続きまして、3 番目の都市計画については 3 点。記載のとおりでございますけれども、それぞれの都市計画権限が広域か基礎かを議論するのではなくて、我々が主張する大阪広域戦略協議会の場で広域と基礎が丁寧に協議を重ねて、それぞれの権限を行使すれば課題は解決できるのではないのでしょうか。大阪市域内には口出しできないとかしにくいとか言わ

れますけれども、現行制度のもとでも、都市計画のマスタープランの策定に当たり、大阪府と大阪市が丁寧に協議し、大阪市域について同プランで詳細に規定することで課題は解決できるのではないかと考えております。現行の都道府県と政令市制度のもとで十分対応できるのではないかと考えます。

続きまして、4番目の下水道については2点。大阪市域は、ほぼ単独の公共下水道となっていますが、これは大阪市域を一体で整備が進められたことによるものでございます。この歴史的な経過や今の現状を考えるとA案、B案と整理されておりますけれども、それぞれ難点がありまして、これは逆に都構想を推進するのが難しいという矛盾を示すものであると考えます。例えば、この後にも出てきますけれども、特別区の水平連携で実施と書いてありますけれども、これはそもそも特別区で水平連携が必要なのであれば、大阪市をわざわざ解体する必要はないということの意味するものでありますし、B案では広域自治体が一元化して実施と書いてありますけれども、そもそも事務局が初めに提示された案の中には、課題として、本来この下水道業務というものは基礎自治体の役割であるというふうに書かれてあります。そういったものをわざわざ広域に持って行って、地域の声を反映しにくいような状態に持っていくことにどんな意味があるのか私たちはいまいち理解ができません。

続きまして、以下、若干省略しつつ説明いたします。消防については4点記載がありますが、2番目に書いてありますようにA案、B案、C案、これも下水道ともども難点がありまして、都構想の矛盾を示すものであるというふうに考えます。むしろ我々としては、南海トラフ地震の被害想定が新たに出されてる中で、消防の制度について協議するのではなくて、現行制度のもとで具体的に災害にどう対応していくのか協議すべきであると考えます。我々が主張する大阪広域戦略協議会の中で、危機管理や緊急時対応について、早期に広域と基礎とが一体となって協議すべき課題であるというふうに考えております。

次に6番目の保健所・保健センターについては1点。大阪市では過去に全24行政区に保健所を設置しておりましたが、これまで保健センターと一体的に改革を進め、効率的かつ人員などの整理についても行ってきた現状がございまして、大阪市の現行の体制が、いろいろ工夫を重ねてきた経過の中で結果でもありまして、最適と考えております。

国民健康保険についても2点記載しておりますけれども、結局A案、B案とも難点ありでございます。特別区に再編、広域化が実現するまで特別区の水平連携で実施と書いてありますけれども、もっとも、最終的には広域化できれば望ましいという考え方については我々も同じではございますけれども、それまでの間の水平連携であるとか特別区に再編という状態に対しては、国保料の課題であるとか一般会計からの繰り入れの問題であるとかさまざまな課題が想定される中で、わざわざ特別区に再編していく理由がどこにあるのかというものを改めて考えさせられる事案であるというふうに申し述べさせていただきます。

最後に、生活保護については3点記載をしております。やはり生活保護については、企画部門と現場の部門を一体的に担う現行の大阪市の体制が最適であるというふうに考えます。切り離すことによって、本当に今のさまざまな生活保護課題を抱える大阪市内の現状に対応できるのかどうか、そのような点についてもこの協議会でも議論をさせていただ

きたいと思います。

以上、それぞれ整理をさせていただきましたけども、やはり8事業は、いずれも現行制度のほうがすぐれてるものであるとか、あるいは事務局案にそもそも問題、無理があるもの、一定課題はあるものの、それは何も制度的な課題ではなくて、別の形で解決ができるものなどに整理されるというふうに思います。事務局案の検討の中で、現行制度の優位性が示されたものであって、都構想への移行が不要であることが、かえって明らかになったものと考えます。特別区がどうあるべきかの議論を急ぐよりも、入り口論に立ち返って現行制度と比較の中で都制度への移行が今本当に必要なのかをじっくり議論すべきであるというふうに考えております。以上でございます。

(浅田会長)

次に民主みらい、長尾委員からお願いいたします。

(長尾委員)

O S A K Aみらい大阪市議員団の長尾でございます。民主党・無所属ネット大阪府議会議員団、両会派を代表いたしまして、私どもの見解を述べさせていただきたいと思えます。先ほど来ございましたように、特別区設置に関する協議会の趣旨を私どもも十分踏まえておりますが、改めて総論的にこれまでの私どもの主張を前提として申し上げたいと思えます。主張1、2までに当たるものでございます。

まず1点目の主張は、大阪市の廃止分割に伴う大きなデメリットも別途説明されるべきであり、議論の対象になるというふうに考えております。そのデメリットとは、大阪市の廃止分割することは、政令指定都市として持っている政策能力が消滅するということでありまして、それを新しい大阪府が代替できないとすれば、より大阪の衰退につながると。政令指定都市を吸収した新大阪府が大阪市域内の問題に十分対処できるか配慮ができるか、大いに疑問があります。現状であれば、大阪市長が直接国と交渉ができます。陳情要請ができますけれども、しかし廃止分割後は新大阪府の知事に全て依頼しなければなりません。手間もかかるし、知事が拒否すれば何も国に対して言えないこととなります。また、議会につきましても、新大阪府の議会ということになれば大阪市域の代表者が少なくなる、大阪市域住民の意見は反映されにくくなるというふうに思っております。二重行政の廃止という方針のもと、大阪市の所有施設で府内にあるものはかなりの程度廃止されるということが想定され、900万府民のニーズに応えられなくなります。市が廃止される以上、それを防ぐ保障がありません。既に大阪市において、府市統合本部や市政改革の議論によって先行的に実施されようとしていることを見ても明らかであります。したがって、従前より我々は現行制度のほうに優位性があると考えております。

ただし、だからといって現行の政令市制度のままでよいとは思っておりません。住民に身近なところで、きめ細かな行政を行う仕組みをつくっていくことが必要であります。そのためには、まず現行制度内でもやれることを進めるべきであります。一足飛びに制度の見直しを検討する必要がないというふうに思っております。現行の政令指定都市としてのメリットを生かしつつ、住民自治を強化する視点で区長の権限、区役所の機能の強

化など、いわゆる都市内分権の推進を図るべきであるというふうに思っております。

次に、主張の2点目は、政令指定都市を廃止して特別区を設置したとき、現行制度よりもどういことがどのようによくなるのか具体的に示されなければならないというふうに思っております。

大阪市はこれまで高度な政策能力のもとで高い行政水準を維持してきました。そういう政令指定都市の持つまとまった力が、都市と住民にとって役立っているというふうに考えております。例えば、最近の話題で言えば、学校での体罰、自殺への取り組みとか、西成区の再生であるとか、新美術館の建設など、政令指定都市である大阪市だからこそ進める力がある。権限が限られている特別区や、逆に住民から遠くなる新大阪府には無理であります。

このことは、大阪市だけではありません。他都市の例を見ても、京都市の観光客増加プラン、あるいは横浜市の待機児童ゼロの実現ということも、政令指定都市としての力量があったからであるというふうに考えております。具体像が見えないままで、やみくもに猛進すべきではないと考えております。

以上を前提にいたしまして、主張の3点目といたしましては、財源配分・財政調整がどうなるのか、早期に示すべきであるというふうに思っております。

今回示されております8項目の事務配分を、仮に事務局案どおりとし、この考え方に基づいて残る2,100の事務も整理をした場合、その際の財政調整はどういうふうになって、交付金などはどの程度の比率になるのか、これが示されないと、意味のある協議になり得ない、議論ができないというふうに思っております。

現在の大阪市の税源のうち、どれだけが新大阪府に吸い上げられ、そのうちどれだけが財政調整で還元されるのか、繰り返しになりますが、財源配分・財政調整がどうなるかを早期に示すべきでありまして、それが示されなければ、具体的な協議にならないというふうに考えております。

主張4点目は、事務的あるいは財政的に負担が、特別区へ分割することによって、大幅にふえるのではないかとという点であります。専門職の配置の問題、スケールメリットなどあります。

大阪市で一体として行っている行政活動を特別区に分割すると、スケールメリットを失います。

条例・規則の制定や入札を初め、あらゆる事務について、各区ごとに行う必要があります。専門職の配置を含めた事務執行体制の確保という人的コストの増加が必至であります。また、現行サービス水準を維持するという建前から、増加コストは確実に必要となります。

例えば、一つの特別区で生活保護受給者がふえた場合、現行なら260万都市の中で職員の融通が可能であります、分割されればそれができません。つまり大阪市は存在感ある市長を初め、それを支える幹部職員や議会が存在をしております。この点でもスケールメリットの喪失と意思決定の分断が起きることは間違いのないというふうに思っております。

以上、述べましたように、再編のコストは当然のことながら存在をいたします。

私どもは再編によって、いわゆる近接性の原則、ニアイズベターによる効果、メリット

ですね、が市民の理解を得られる場合は、そのコストは容認されるのではないかと考えております。

しかしながら、政令市の権限による行政サービスを現に享受しております大阪市民が、中核市並みの権限しか有しない特別区の住民になってしまうということは、メリットが限られている、コストだけが増加するということになるおそれがありますので、そのことは容認ができないというふうに考えております。

住民にとってのメリットを十分比較をして、許容できるかどうかを判断するためにも、再編コストがしっかり示されるべきであるというふうに考えております。

5点目の主張は、たたき台とはいえ、この案につきましては、行政内部でオーソライズされた案を示すべきではないかというふうに考えております。

主な論点として、8項目しか示されておりませんが、ほかにも論点となり得る項目があるのではないかと考えております。

既に議論がありましたように、例えば、一般廃棄物の処理や交通の問題、上水道なども重要な論点にすべきではないでしょうか。これら8項目を抽出した際の3つの類型には、そのまま当てはまらないのではないかと考えております。

次に、現実に事務を執行している部局の考え方などについては、一切考慮されていないということでもあります。このことが問題ではないかと考えております。

3点目に、そのことはさらに実務を通して住民ニーズに触れている部局の考えが考慮されていないということは、大阪市民の意向も反映されているとはいいたい案であるということになります。

特別区に分割した場合のメリット・デメリットについて、所管部局の考え方も示されるべきであります。示されなければ、この協議そのものが机上の空論になってしまうおそれがあるというふうに考えております。

主張の6点目は、再編後の広域自治体の役割が複雑になって、現在の大阪市域における事務の執行について手薄になるのではないかとという点であります。

特別区設置地域の広域自治体事務と、それ以外の広域自治体事務に加えまして、特別区設置地域における中核市並みを超える、現在大阪市が担っている狭域の自治体事務も、新しい大阪府は担わなければならなくなります。

その結果、府と府内市町村の事務分担と、府と特別区の事務分担の間に差異ができます。その関係が一層複雑になって、現大阪市が広域自治体事務を担っている以上の混乱を来すのではないかとというふうに思っております。

府がこれまでの広域自治体事務に加えて、特別区設置地域における基礎自治体の事務の一部を行うということで、事務が加重となって、府全域にわたる広域自治体本来の事務が手薄になるのではないかとというふうに考えております。

10ページには、図表で示しておりますので、御参照をいただきたいというふうに思います。

主張の7点目は、大阪市域以外の市町村との関係がどのようになっていくのかが不明確であるという点でございます。

大阪府と府内市町村は、それぞれの役割分担のもとで、現在事務事業を実施しつつ、「基

礎でできることはできる限り基礎で。」という考えのもと、府の事務の市町村への移譲を押し進めておられるというふうに理解をしております。

そうした中で、特別区が担うべき事務事業について、特別なルールのもとで今検証をしている、検討をしているということですが、これらは府内の他市町村への影響を考えるとなく進められているのではないかということでもあります。

新たにつくろうとしている特別区と他の府内市町村との関係がどのようになっていくのかも明確にすべきであるというふうに考えております。

要は、局所的な判断ではなく、大所高所から検討すべきというふうに思っております。

以上、述べました立場から、事務局から提案されております8項目のそれぞれの具体的な項目につきましては、何度も申し上げておりますように、いわゆるパッケージで示すとされております財政調整や財源、その他の条件とセットでなければ判断ができないということですので、現時点ではそれぞれの方向性について述べるのは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

(浅井会長)

最後に、共産、山中委員からお願いいたします。山中委員。

(山中委員)

日本共産党の、この8事業に対する考え方を申し上げさせていただきます。

先ほどから指摘されておりますように、財源ですとか、人的資源がどの程度になるのかということが伴わない中での議論ですので、必ずしもこれ、どれがいい、どっちがいいということを我々も判断は、今の時点でできませんし、そういうことはなかなか申し上げられませんし、協議会としても、これ判断できるものではないのではないかとすることは、前提に申し上げたいと思います。その上で、特に児童相談所などについて、我々の考えを申し上げたいと思います。

前回は申し上げましたけれども、児童相談所を特別区単位に設置するというを必ずしも否定するものではありません。そこまで要るのかどうかというような議論は要ると思いますけれども、それは否定はしませんけれども、何よりも大事なことは、質が担保されるのかどうかということが、とりわけ児童相談所の場合には、子供の命にかかわりますので、これが大事になってくると思います。どんなことがあっても、今よりも業務の中身が落ちるようなことがあってはいけないというふうに考えます。

その意味で、事務局案ですと、特別区単位にした場合に、緊急時の対応体制が専門人材の確保、施設の確保などを全て備えることが難しいのではないかと書いていますけれども、その上で、施設の広域的な確保と調整の仕組みを検討することが必要というふうになっていますけれども、これでは質は担保されないというふうに思います。

前回の協議会でも、設置認可、生活指導、整備などを含めた施設の所管と、児童相談所の設置所管は同一でなければという発言が、こども青少年局、こども相談センターのほうからありましたけれども、これは当然だというふうに思います。やっぱり児童相談所は、

受け皿となる施設がきちんとなければ成り立たない事業だというふうに思います。そうでなければ、現在の区役所の子育て支援室の窓口に、ちょっと毛が生えた程度という、そういうイメージで児童相談所を捉えては絶対にいけないというふうに思うわけです。

調整機関をつくれればいい、広域的に施設を配置をして、調整機関があればいいじゃないかという議論はあるかもしれませんが、そして現在、実際に大阪市と堺市などで連絡を取り合ったりとかということはされているようですけれども、それはやっぱりそれぞれにちゃんと自前の施設があってこそ、ちょっと融通をしあったりとかという、そういう連携だというふうに思います。

今も大阪市の児童相談センター、例えば愛知県とかまで養護施設、空かないかと当たったりしているわけですが、それは自分ところにもあるから融通しあえるということでの連携だというふうに思います。それがなくて、調整機関だけということになってしまえば、当該の自治体だからこそ、どんなことがあってもこの子を措置しなければならないということになります。調整機関の場合は、じゃあ、こっちは断ってしまおうみたいなことにならないかという心配があります。これは命にかかわりますから、絶対にあってはならないというふうに思います。

それから、もう一つですけれども、施設整備をしていく上でも、やっぱり児童相談所と、それから施設を所管するところが同一であってこそ、例えば情緒障がい児短期治療施設など、非常に専門的だけれども、必ず必要な施設に関して、その自治体を見通して、これから、あるいは現在、そういう保護や援護を必要とする子どもがどういうふうになっていくのかということを見据えて、定員増だとか、あるいは増設の必要性みたいなもの、そういう政策に反映されていくと思いますけれども、児相とそういう施設の所管とがばらばらになってしまうと、そういう施設整備も、誰が責任を持って行うのかということが止まってしまうというふうに思います。

それともう一つは、先ほど言いましたように、児童相談所というのは、やっぱり施設がなければ成り立たない事業ですから、施設はありませんと、一時保護所は広域でやりますというような、事業の成立がすごく不確定のような児童相談所を、国が一体認めるのかどうかという、そういう問題も出てくるというふうに思います。

したがって、もし、この児童相談所を特別区でやるという案で、8月にパッケージで提案をされるのだとすれば、施設は広域でなどという、そういう提案ではなくて、やっぱりきちんと必要な施設や、専門的人材の確保を前提にした、そういう案で示していただきたいというふうに思います。それが児童相談所についての意見です。

あと、少しずつ全部申し上げますけれども、保健所、保健センターについては、これは私も平成12年に、今まで24保健所だったものを、1保健所、24保健センターにするときにも、大変反対をいたしました。ですから、これはできるだけ身近にあるという点では、特別区に設置をするということは必要なことだというふうに思います。24保健所でなくなってから、環境監視などの面で非常に不便になっておりますので、これは必要なことだというふうに思いますけれども、しかし、現在の体制になってから、非常に久しいということもありまして、必要な人材、あるいはもちろん財源が確保できるのかというのが最大の問題だというふうに思います。

都市計画についてですけれども、これは先ほどから議論がありますけれども、東京都区同様、広域自治体に具体的な都市づくりに必要な権限を集約するという事になれば、まちづくりに関しては、一般市並みの権限さえなくなるということであって、中核市並みの権限ということとは矛盾することになります。用途地域の指定というのは、非常に身近なまちづくりにかかわることであって、ニアイズベターということとは、これは大きく矛盾するのではないかと。しかし、一定の権限を付与しようとするれば、当然、法改正が必要になるだろうというふうにも思います。

次、下水道ですけれども、これを特別区に分けるということをできないのは、もう言うまでもないというふうに思いますけれども、前回、申し上げましたように、広域自治体がない会計は下水道と別という提案が、全く水道と同じ御提案だということで、使用料の値上げなども危惧されますし、これはやっぱり基礎自治体でやるべきというふうになっているものを、なぜ広域に持っていくのか。前回お伺いしましたら、施設の統廃合の必要性ということではなくて、広域にするメリットはないというふうに思います。

また、下水処理をしているだけではなくて、結構下水処理場の上部利用ということで、幾つかの下水処理場では、屋上庭園とか貸し農園とか、非常に地域の方々にとっても身近な施設でもあるわけですし、これは数年前、大阪市の下水処理場の上部利用のところ、指定管理者が解散をしたということで、いきなり貸し農園の使用を中止ということがありましたけど、そのときにも、やっぱり身近だったからこそ運動をして、今、復活をしていますが、こういうことも遠くに持って行ってしまうというのは、ニアイズベターとは矛盾するのではないかと思います。

それから、国民健康保険ですけれども、特別区単位というふうにもしてしまえば、企画や中枢事務の部分でコストが割高になるでしょうし、保険料が特別区間で違うのは困るというのも理解はできます。しかし、国民健康保険料というものは、やっぱり市民の暮らしのかなり大事な部分であって、例えば、特別区が自分のところは法定内繰り入れを増やしても保険料を下げるといような、地域の本当に実情に応じた施策の展開が、一方で発揮できる分野ではないかというふうにも思います。そういう大事なものについては、違っては困るということであれば、水平連携だとかいう、そういう面倒なことをしなくても、政令市のままでよいのではないというふうなことは、ここでは改めて思います。

以上、いろいろ申し上げてきましたけれども、分けられないものを広域に持って行ってしまおうということで、実際にはより遠ざかっていってしまう、また、特別区に分けることで、質の担保ができなくなるのではないかという不安がたくさんあり、そして、法改正も山ほど必要になるなど、具体的に考えれば考えるほど、大阪市を分断するということが非現実的で、無理といってもいいのではないかということも改めて思いました。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございました。ただいま5つの会派から御発言をいただきました。これから委員間の協議に移りたいと思いますけれども、今、聞かせていただいたところ、少なくとも4つの会派の皆さんにおかれましては、8つの事業についての御見解を表明していただい

たということでございます。

それで、全般、パッケージで出てこない、現状との比較ができないという主張されている会派もありますけれど、一応、8つの事業につきまして、それぞれの会派から御見解を出されておりますので、それに沿ってこれから協議をしていきたいと思うんですけれど、協議の進め方について、それでよろしいですか。

それでは、それぞれ8つの事業について、A案・B案・いずれでもないというふうな御意見が、それぞれ8つの事業についてあったかと思えますけれども、最初のところで、比較的意見の表明が多かった児童相談所から協議を始めたいと思います。

柳本委員。

(柳本委員)

B案を想定しているという発言が幾つかあったかと思えますけれども、その中でお聞かせいただきたいんですけども、今後、8月に向けての恐らくそのこれまで出てきた区割り案なども踏まえてパッケージで出てくるということでございます。

それに当たって、我々もA案・B案、特別区で担うということを考えてときに、やはりその特別区の人口規模というか、面積も含めてですけども、それが20万、30万になっていくと、かなり特別区として児童相談所を担うのは、コスト、人員体制からしてもしんどいのではないかという内部的な議論をさせていただきました。

逆に、50万以上になってくると、一定の専門性というかスケールメリットみたいなものも生かせるのではないかという議論もする中で、最終的に、そんなことを考えると、今の大阪市の体制での児童相談所のあり方がいいのではないかという結論を導き出したわけなんですけども、そのあたりについて、どのような観点で、特別区の規模をどのように想定した上で、B案という形と考えられるのか、もしお聞かせいただければありがたいです。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

我々としては、過去から主張させていただいております30万から45万ぐらいの規模、なぜなら、中核市並みの権限を持ったところで、専門性の高い職員さんを配置することができるということが、やっぱりメインになってくるかなというふうに思います。

今、柳本委員が言われましたように、今の現行の大阪市内のこの件数の多さ等を考えた場合、大阪府の子ども家庭センターとの連携もかなりいただいているようにも思いますし、やはり高度な専門性の高い職員さんの配置も特別区にやっていき、そして、一時保護所というようなところも連携して活用していく必要があるというふうに思っています。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

では、人口規模をどうするかという議論は前回もあって、余り人口で考えるべきでないという議論があったんですけども、今の問題は、そしたら、30万から45万という人口の特別区を想定してのものであって、それ以外であれば、別の結論が導き出されるかもしれないという理解でよろしいでしょうか。

例えば、仮に言えば、20万の特別区であれば、なかなかそれは難しいのではないかとか、例えば、70万の人口であれば、また違う結論が導き出される可能性があるということでもよろしいですか。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

我々の検討する範囲の中では、今おっしゃられた前段の30万からまず50万ぐらいの中の話をしていただきました。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

柳本委員のいろんなお話を伺わせてもらって、最初の前半のところもそうなんですけど、市議の皆さん、特に市議会の皆さんは、大阪府議会や大阪府知事の存在というものを全くないものとして多分考えられていると思うんです。

例えば、大阪府知事や今の大阪府庁も、児童相談所といいますか、子ども家庭センターというものをしっかり持ってまして、じゃあ、大阪市以外の今基礎自治体で、何か問題があるのかというたら、問題なくやっているわけなんですね。ですから、これ役割分担の話だと思うんです。

ですから、30万から45万とか、それぐらいの基礎自治体、特別区を設置すれば、そこで自己完結して、児童相談所はしっかり持てますけれども、仮に20万という特別区になった場合には、これは役割分担の観点で、今、大阪府が子ども家庭センターというものをもってしっかりやっていますんで、そこを利用といいますか、そこでの役割分担になればいいだけの話なんです。

だから、どうも柳本委員や民主党さんや自民党さんの考え方は、大阪市の存在だけを見て、どうも、さっき民主党のペーパーを見ても、大阪府知事に頼らなきゃいけなくなるとか、大阪市長は国と折衝できるけれども、何かこの新しい大都市制度になると、大阪府知事に頼らなければいけなくなる。これはあくまでも市議会や府議会、市長、府知事の今まで権限争いの議論でありまして、僕も知事を経験しましたが、大阪市民のことを考えてないなんて、それはないですよ。だって、票を得ているんです、大阪市民の方から、たくさん票を得てやっているわけです。

ですから、今はたまたま大阪府庁には大阪市内の児童相談所的な機能、これは大阪府庁は持っていませんけれども、仮にそれを担うということになったとしても、それはやっぱり知事は市民の代表でもあるわけですし、府議会の中にも大阪市内選出の府議もいるわけですから、しっかり市民のことを考えます。

だから、別に特別区のところで自己完結しなくても、仮に小さい基礎自治体になった場合でも、それは役割分担は、じゃあ、それを担っている広域自治体が担って、今、八尾市も和泉市も泉大津市も豊中市も、豊中市は中核市ですね、そのほかのいろんな周辺の市町村、何も今、問題なくやっているわけなんです。だから、その現状も見ていただきたいんですね。

今、大阪府庁がやっていることに対して問題があるんだったら、そこは指摘してもらいたいと思うんですけども、広域のほうの行政体がやっても、何の問題なくやっているというところも理解をしていただきたいと思います。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

認識だけ示させていただきます。我々も決して大阪府が何もしてないというつもりは、大阪市域外だけしている、そうじゃありませんでして、大阪府、広域自治体というものは、まさに補完性の原理ということで、基礎自治体が十分に担えないことをサポート、補完していただいている、要望を行っていただいていることは認識しております。

ただ、それは基本的にニアイズベターの原則といいますか、基礎でできることは基礎に任せながら、そこでできない部分などについて補完的にサポートしていただいているという認識のもとに、この間の議論をさせていただいているということだけ言っておきたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、特別区で児童相談所まで自己完結しようと思えば、30万から45万の基礎自治体にすればいいわけであって、自己完結する必要もないということであれば、もっと細かな、ちっちゃな20万とか10万という特別区でもなり得るという話だけであって、ただ、30万から45万だったら、これは自己完結できるということですね。

あとは、柳本委員のほうに、いや、民主党さんのほうにお伺いしたいのは、都市内分権という言葉が都合よく出されるんですけども、これ中身全然定まってないんですね。僕、聞きたいのは、都市内分権というのであれば、どこまでの権限をじゃあ、区に渡すのかと、そこを明確化してもらいたいんですよ。我々は中核市並みの権限までは、まさに都市内分権として、もっと大阪市役所、中之島の本庁よりも、もっと下のほうに、下というか区の

ほうにおろしていこうという話なんですけども、その都市内分権というのは、結局、どこまでを想定しているんですか。その都市内分権と言うのは簡単なんですけども、どこまでの権限をおろしていくことを想定しているんですか。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)
今、中核市並みというお話がありましたが、我々は現行の大阪市、政令指定都市を前提に考えてますので、可能な限り、中核市レベルの権限だろうが何だろうが、現在、大阪市の権限の中で各区でできることは、どんどん権限も財源も移していくという、それが都市内分権であるというふうに考えています。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)
そしたら、都市内分権で中核市並みの権限と財源を渡していったときに、その区長は職員の区長でいいんですか。要は、この議論、余り細かな議論というよりも、要は大阪市内に選挙で選ばれた区長を複数置くのかどうなのか。大阪市長一人でいいのか、大阪市議会という単位1つでいいのか、それとも260万という都市に、やっぱり選挙で選ばれた長というものを複数人置くのか、選挙で選ばれた議会という会議体を複数置くのか、260万と言えば、京都府とか広島県並みの規模ですから、その中に選挙で選ばれた長と会議体というものを一つでいいのかどうなのかということなんですけどね。中核市並みの権限と財源を渡すということになれば、これは選挙で選ばれた長か選挙で選ばれた議会といいですか、そういうものが必要になってくると思うんですけど、その都市内分権をもうちょっと明確化してもらいたいんですね。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)
今おっしゃった議会、あるいは区長公選、その問題は、現行制度では無理ですけれども、将来の問題としては、私どもは検討に値するというふうに考えております。地制調でも引き続き検討ということになっておりますので、ただし、制度改革も必要になりますけれど、我々に対する基本的な立場は、現行制度のもとでできることから始めていこうということですが、将来的に、その方向になるということは否定をしておりません。
ちょっとこれ逆に、このことをずっと議論していいんですか、今日の協議会で。

(浅田会長)
いいですよ。

(長尾委員)
何がいいんですか。

(浅田会長)
質問ですよん。
橋下委員。

(橋下委員)
ですから、将来、やってもいいという、公選の首長を置いたりとか、将来、公選の議員を、会議体を複数置くということを今やろうとしているのが大阪都構想というか、我々の主張なんですけれども、将来やろうとしていることを、今もうやっていきましょうということだけなんです。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)
ですから、特別区の場合は、今の大阪市よりも権限がずっと少ない、いわゆる基礎自治体と言えるかどうか、怪しい不完全な自治体になって、その権限を区長が持つということですから、全然大阪市のままで都市内分権するのと、逆に区長権限が違うというふうに我々は考えています。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)
比較がですね、今の大阪市と、その新しい特別区を比較するのか、現行の行政区と特別区を比較するのか、二面の側面があると思うんですね。その一方的なその側面で、現行の大阪市と特別区を比べて、権限が小さくなる、小さくなるというんですけども、現行の行政区から比べると、はるかにこれは権限も財源もふえるわけなんです。これだから、どう見るかというのは、その見方の違いですけども、言えることは住民サイドに近い視点から立てば、はっきり言えば住民に近い役所の権限は、非常に拡大すると。今、住民に最も近い大阪市内の役所の窓口というものは、行政区なんですけども、その住民視点から立った、自分に一番近い役所の機関ですね、そこを見ると、その権限と財源は大幅に拡大するという、そこはしっかり御理解していただかなければいけないと思うんです。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

市長は民主党の前に自民と言わなかったんで、我々に聞いていただいているのかどうかわかりませんが、我々は、区長公選制も目指しています。提案させていただいてますよ、都市内分権で。これから2,100の事業をコストも含めて出てくるという中で、当然、行政区の中で、区長に権限と財源を与えるのが適当だと思うものが出てくると思うんですね。そういう視点で、ここに私たちも参加させていただいてます。

だから、我々が冒頭、申し上げましたように、現行制度でのメリット・デメリット、課題とか効果ですね、これは必要なんです。市長がおっしゃっているように、公選区長にどれだけのものを与えると、現行制度で一番市民のメリットが高いか、これは我々提案したいんです。ただ、会長はそんな議論はあかんと言いつつ、市長がおっしゃっていたんで、これからもそういう視点で議論させてください。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

だからそれ、現行制度でということを前提に置くかどうか、僕らと認識違うと思うんですけども、少なくとも一緒の話、多分、認識が一致しているところは、大阪市内に公選の長を複数置いていくことも検討されているわけですよ。そこの公選の長に、じゃあ、どういう権限と財源を与えるのかと。だから、現行制度を前提にするかどうかは別として、公選の長にどれだけの権限と財源を与えていくのかという議論をまずここでしっかりさせてもらったらいいんじゃないですか。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

市長、すごく残念なんです。自民党が提案させていただいたら、すごくいい案だとほめてくださいましたよ。公選区長を目指しますと。市議員が各区の区長の予算について審議させていただくと。明日でもできますよ。だから、そういうことを議論するために資料を出してくれと言うても出さない。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

ですから、花谷委員、その前提で構わないですから、じゃあ、その公選の区長にどれだけの権限と財源を与えるべきなのかということを示してください。我々は、中核市並みの権限と財源を渡していくという話で、花谷委員は、じゃあ、花谷委員が考えてられるその公選の区長に、どれだけの権限と財源を渡していくのかと。僕らは、中核市並みの権限と財源で、交付税なんかも合わせながら、財政調整をやっていこうという考え方なんですけども、じゃあ、自民党の言われる公選の区長は、どういう権限と財源を持つのか、それを示してもらって、我々の案と比較検討もしていてもいいんじゃないですか。

だから、今回のこの8事業については、こういう形で特別区に児童相談所とか、そういうものを渡すべきだというのは、我々は公選の区長に、こういう権限まで渡すべきだという考え方なんです。だから、自民党が考えられる公選の区長には、どういう権限と財源を渡していくのか。今、事務配分の話ですから、事務をどういうものを渡すのかを出してもらったほうがありがたいんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今現在の8事業では出させないです、資料をいろいろ出してくれいうても、出てない段階で。だから、2,100の事業に対して、パッケージとともにバックデータが出てきます。それと、中核市等の先進的な事例があって、その成果等々も出てきた段階で我々は議論をして、自民党案は仕上げていきたいなと思っています。

現時点で、現行制度の課題を教えてくださいと言っているわけですよ。それがあれば、都市内分権の中で、公選区長に与える権限と財源である程度明確になりますよ。それ出てない段階で、我々に求めるというのは、非常に残念ですね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、事務局の出した資料1の追加資料をごらんになっていただきたいんですけども、これは2,100事務事業を全部1個1個チェックする必要ないですよと、要はこの2ページのところを見ていただきたいんですけども、今の現行の制度では、こういうふうに事務の権限が分かれておるんですね。こういうふうに分かれていて、僕らの考え方というのは、中核市並みの権限と財源は特別区だというふうなことを、まず大前提に置きますから、この2ページの表の中核市のここの権限、下のところまでは、既に特別区だというのが大原則になっているわけです。だから、この枠に入っているものは1個1個チェックする必要もなく、もっと言えば、この中核市のこの権限、上の部分ですね、道府県と指定市となっているのは、基本的には新しい僕の言うところの大阪都になるというのが、

もう大原則なので、2,100事務事業を全部チェックする必要ないわけです。

ただ、このボーダーラインのところ、中核市と指定市のところのボーダーラインとか、指定市のところのボーダーラインで論点になるようなやつを、今回、8事業として抜き出しただけであって、ということは、花谷委員ね、この表を見て、これが今の現行の自治体の権限の表ですから、端的に言って花谷委員の考えている、もっと言えば自民党の考えている公選区長は、この横線で言ったらどこまでまず公選区長は権限を持つのか、まず言ってください。どこが原則なのか。僕らは、この中核市と言ってますけど、まず、そこを言わないと、1個1個、これは検証する話じゃないですのね。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長のもとに公選区長を置くんですから、全ての権限は市長にあります。公選区長に与える財源に比例して、公選区長に与える権限は決まるんです。調整財源に5税取ってしまって、各区に与えられる独自財源というのは、ごく微量ですよ。その分にふさわしいものを、私たちは現行制度での大阪市のある中での公選区長に財源として、そして、それに見合った事業を執行してもらったらいいと。これがベースにあります。これから2,100が出てきた段階で、きちんとそういったことを公選区長に与えるものを議論していけばいいという。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは完全に論理矛盾で、だって都市内分権と言われたわけですから、市長に全て権限がある前提だと、都市内分権になってないん違いますか。

(花谷委員)

いや、なってますよ。

(橋下委員)

いやいや、都市内分権という、だって公選の区長を置くのに、市長が全部権限を持っていたら、何の都市内分権でもないですよ。だから、今、公選の区長を置いて、そこに権限と財源をどんどん可能な限り渡していくというのであれば、この2ページの表で、少なくとも市町村までの権限は区長に与えるっていいんですよ。それぐらい与えないと都市内分権にならないですよ、公選の区長には。特例市まで与えるんですか。だから、そこをはっきり都市内分権ということを明確化しないからおかしいと思いますよ。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

この前ね、自民党の提案をしっかりと聞いてくださいよ、あれ、もう一回読んでくださいよ。すごいいいっておっしゃったじゃないですか。区長に与えた権限と財源は、そのまま市長が追認するんですよ。ただ、最終的に区長にあたえた権限と財源はね。

(橋下委員)

だから、どこまで与えるんですか。

(花谷委員)

これは、今、政令市まで全て大阪市が持っているわけですから、そんなことを、この下のところで議論することないんですよ。政令市が持っている中でも、各公選区長に権限と財源を与えることができるんですよ、大阪市やったら。

(橋下委員)

どこまで与えるんですか。

(花谷委員)

それはこれから議論したらいいじゃないですか。別にこの市町村の持っている、市長、大事なところですよ。市町村が持っている、この下の権限だけを与えるんじゃないですよ、我々。中には、政令市が持っているものを各区長に与えてもいいことが出てくるかもわからへんと、こういうことです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、この表の見方、ちょっと勘違いされてますよ。これね、2ページの指定市というのは、市町村・特例市・中核市の権限も全部持った上で、指定都市の権限も持っているんですよ。これ全部市町村・特例市・中核市・指定都市というのは、全部ばらばらじゃなくて、これ積み上げ方式の表ですから、だから、この指定市の持っている権限、これずっと縦軸が中核市とか指定市とか市町村の分担になって、横軸が領域だから、だから示してください、区長がどの権限を。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

我々が主張しているのは、あくまでも政令市大阪市を残した上での区長公選も検討できるんじゃないかということなんです。その上で、その区長さんがどういう権限を持つかということについては、例えば、今回の児童相談所の話をして、例えば、いわゆる児童相談所の設置権限は、まさに市長であるというふうに思います。ただ、その各区でも児童相談業務とかは区役所で行っていますので、そのあたりを各区各区の状況に応じて、例えば西成区は相談件数が多いから、相談員をようけ配置したいねんというときに、今、区長の裁量予算という形で動き出しておりますけども、これは例えばですけども、例えば、区役所に配置する相談員の増設であるとか、その相談体制の強化であるとか、あるいは西成区独自の相談ネットワークの構築であるとか、そういったところは区長さんに権限として、あるいは財源もつけておろしていくことができるかもしれませんねというような議論をさせていただきたいということなんです。

ただ、この点については、会長にぜひ聞いていただきたいんですけども、この点については、まさに入り口論をさせていただけるということですのでしておりますけども、この議論はまさに大阪市会でする議論だというふうに思うんです。

都市内分権、どんな都市内分権していきますねんということは、大阪市会で十分議論できると思うんです。ですから、都市内分権ということをお我々も都市内分権があるんじゃないかと言いますけども、その舞台はと言われたら、大阪市会でやりましょうよ。ただ、この場では、特別区設置を想定した上で、特別区と設置の状況と現行とをどう比較していくのかということの議論に集中したほうが、都市内分権どうしますかというたら、以前の大都市制度協議会と一緒に状況になりますので、そのあたり、会長にぜひ仕切りをお願いしたい。

(浅田会長)

仕切りってね、パッケージが出てきて、それから議論を始めましょうということやったんです。だから、今回は、自民さんは見解を表明されないのかなと思ってたら、8つ表明していただきまして、また、パッケージが出てきた時点で、これやったら現行のほうがおえんやないかという御主張できるパッケージ案であるかもしれませんし、だから、そこでまた、もうちょっと詰めた議論ができると思うんです。

木下委員。

(木下委員)

我々の入り口論の認識というものについて、十分に御理解をいただけてないのかなと、今の市長の発言を聞いて思ったんですけども、ニアイズベターというのは、何に比べてベターなんですかというところは、現行制度じゃないんですかというのが、我々の入り口なんです。だから、ニアイズベターやというて、市長も知事も維新の会の皆さんもおっしゃる。このベターの基準になるものというのは、今の現行制度やというのは、維新の会の大橋委員が今御説明された資料の2ページにも書いてある。このままでええはずがないねんと。

この問題意識は、多分、ここに入っているみんなが共有しているんやと。ただ、その方

向性が、特別区を設置しなければ解消しないのか、そうでなくても、現行制度の中で改革していけるのではないですかというのが、その議論の一番の対立軸になっているわけですよ。だから、そういう意味では、我々が目指している、いわゆる現行制度の中で、さらに改革を進めていくことのできる権限強化も含めた都市内分権のあり方というものについて、議論させてほしいという言うてんのに、会長は、これは特別区の設置を協議する場やからということで、今までそういう協議を容認していただけるような発言はなかって、むしろ今、大橋委員からの御説明にもあったけども、いわゆる法律が成立しました、府も市も特別区設置協議会の規約を両議会で議決をしましたというような話の中で、これは特別区を設置することができるということであって、特別区を設置しなければならないという法律にはなっていないですよ。だから、入り口のところも含めて議論をさせていただけるこの協議会に我々は臨んでいるわけで、もし、今市長がおっしゃったように、我々が目指す大阪のきちっとした新たな制度設計というのをきちっと説明をさせていただけるのであれば、その機会を設けて、きっちり議論をしましょうよ。

特別区の設置がイエスかノーという議論だけでいくんやという会長の、いわゆるハンドリングがあったから、我々としてはそれをやめてたけども、今、市長のほうから、都市内分権について具体的に説明せえやという話が出るんやったら、きちっと議論をつくって、議論させてください。

(浅田会長)

それは、僕の理解するところでは、自民さんは、パッケージが出てきて、具体的な議論になると、そこでやらせてもらうという御発言だったと思います。

(木下委員)

だから、市長から出てきた今の議論で、委員間討論の中で必要なデータベースねんやったら、我々、ニアイズベターの現行制度と、逆に現行制度との比較の中で、何がベターなんですかというところの話になってしまいますよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

木下委員とか、この委員会に入られている市議会、府議会の委員の皆さんは、大阪市内の今の現行制度しか見てないんで、だから、大阪府域まで目を広げていただいたら、各市町村の現行制度というのが、木下委員、あるんです。

東京都を見てくださいよ。東京都特別区も、今の制度の中で、公選の区長を置いているんです。東京都は各区はどれだけの権限とどれだけの財源があるかというのは、もうあるわけです。ニアイズベターというのは、住民が自分たちの権限で、行政の執行者を選んで、自分たちの声を届くような形で行政が執行されるのが、ニアイズベターです。その範囲の話をしているんです。

だから、木下委員とか、全然そういうのを経験してないと、大阪市内の人は。自分たちで、その区の区長を選んだことがない。だから、そういうところで区長公選と言われたら、じゃあ、この区長公選は誰が選ぶんですか、この区長は、どういう選挙で。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

ちょっと大橋委員、知事にちゃんとレクチャーしといてください。インターネットで中継されているんで。今、対象になっているのは大阪市に特別区を設置するかどうかの話なんです。府内全域を見渡して、特別区設置をするかどうかの議論をしているのではないんです。大阪市民にとって、それがニアイズベターやおっしゃるから、この議論に参加をして、府内全域を見渡してどうのこうのということではないんです。大阪市内、少なくともここには堺市も入ってない。

(松井委員)

公選区長って誰が選ぶかも答えられへんの、おかしいやん。

(木下委員)

不規則発言違うか。大阪市内の24区、260万人を分割して特別区を設置するか否かの議論をしているときに、府内の衛星都市の議論を持ち込んだら、この議論は成立しなくなるんです、これは。だから、誰が選ぶのかというのは、きっちり我々に説明させてください。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、柳本委員、花谷委員も、現行制度との比較というのは、よくわかりました、その比較をしないとわからないというのはね。民主党さんが言われるのもそうだと思うんです。ただ、現行制度が、今の現状の体制ということじゃなくて、比較すべきは皆さんが言うところの都市内分権と比較させてもらわないと。

そうでしょう、だって、僕らは大阪都構想という形を、これが究極の都市内分権だと思っているわけですよ。だから、皆さんが、それ都市内分権、都市内分権と言うのであれば、現行の体制の中での都市内分権というものはどういう姿なのかを見せてもらって、我々はだから、これはやっぱり事務方を、100名あたりの優秀な事務方を使うということになれば、それは一定の区民、市民からの信託を得なければいけないということで、選挙を通じてそれを訴えかけて、こういう体制をつくりましたよ。

だから、ここの体制で都市内分権を検討しろというのは、それはちょっと違うと思いま

す。だから、これは柳本委員が言われるように、大阪市議会の中で、今まで考えてこられた都市内分権研究ありますよね、大阪市がつくってきたね。だから、あれをもとにして、現行の体制での都市内分権と、僕らが言うところの現行の体制を越えた、もう一気に制度改革をやる究極の僕は都市内分権が、この大阪都構想だと思ってますから、これの対比だと思うんです。これ議論じゃなくて、後はもうどっちをとるかが、まさに住民投票の選択ですよ。

だから、皆さんがずっと事務方のほうに、現行の体制との比較、比較と言いますけども、今の体制を幾ら比較したって意味ないんで、皆さんが言うところの現行の体制でできる都市内分権の姿をはっきり見せていってください。僕らは、都構想というその制度設計は、この大都市局を使いながら、制度設計をしますから、皆さんは、だから大阪市の中で、都市内分権の姿を見せてください。それ比較しましょうよ。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

あのね、ここでごまかされたらいかんねや。橋下ワールドに入ってくるわけですからね。ニアイズベターというて、ずっと言うてこられたベターは、現行制度なんですよ。だから、我々が主張する都市内分権と比較してニアイズベターをおっしゃっている状況ですか。ではないはずなんです。ニアイズベターというのは、今の24区体制の大阪市という今の政令市の制度に対して、特別区の設置がニアイズベターにつながる究極のあり方なんやということなんですよ。だから、少なくとも現行制度に対して、市民に対してそれやったら説明責任にならない、ニアイズベターとして。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

ようわかりましたんで、とりあえず自民党案、木下委員、出したらいいじゃない。

(木下委員)

会長、それでよろしいな。

(松井委員)

都市内分権の案ね。出してもらおう。そして比較しやすい。

(橋下委員)

比較したらいいんです。都市内分権を。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

今、木下委員が申し出ていただいたんで、私、ちょっと聞かせていただきたいんですけど、知事の発言で、大阪府内の話をした、これは議論にならへんと。ちゃんと言うてくれと、大阪市内のことやと。そしたら、あれですか、大阪府議会で、大阪市外選出の我々みたいな府議会議員は、この議論に参加できないんですか。

(浅田会長)
木下委員。

(木下委員)

僕が言ってるニアイズベターというベターの基準になるものは、今の現行制度ではないんですかと。大阪市を分割して、特別区に設置することがええとお考えやから、その議論をしようとしているときに、いわゆる府内全域を見渡して考えていかなあかんねんという知事の御発言があったんで、ここは少なくとも大阪市を分割して、特別区に設置するのがええのかどうかという議論をする場であって、それやったら堺市も分割の議論をここでせないかんのですわ、本来であれば。だけど、それは入ってない状況の中で、常に市域内のありようについて、きちっと市民にとってニアイズベターになるのかどうかという議論をする場やから、だから、府内を見渡して、大阪市内の4ブロックか何ブロックかわかりませんが、ブロック案が示されたところなんです。

だから、これに対して、周辺の衛星都市もきちっと配慮せなあかんというのは、ここでの議論にはなじまない、ここでの議論には関与しないテーマではないですかということ。僕は、大橋委員に、説明者としてきちっとコンセンサスを得ておいてくださいよということを申し上げただけです。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

おっしゃっていることはわかりました。だから、地下鉄は止まるんですよ。延伸しないんですわ。

(浅田会長)
松井委員。

(松井委員)

木下委員、僕が言っているのは、基礎自治体の制度として、僕は大阪市内には住んでま

せん。それで衛星市に住んで、27万の八尾市に住んでいる。それで橋下市長は豊中に住んで、それぞれの規模の自治体で自分たちで公選の市長を選んで、市議会議員を選んで、そこで、その範囲で基礎自治体の仕事を完結しているんです。それが、この市町村とか特例市とか中核市のこの順なんです。僕の価値観として、ニアイズベターで一番いい規模がこの中核市並みじゃないかなと。

今、僕の住んでいる八尾市は、特例市なんです。ちょっと足らんなという、そういう価値観を持っている。だから、木下委員がどういう価値観なんかを、都市内分権やったら示してほしいと、こう言っているだけです。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

すみません、舌足らずでちょっとわかりにくかったと思うんですけど、やっぱり知事は、木下委員、聞いてくださいね、知事はやっぱり大阪府知事ですから、そのコントロールの範囲の中で、この法定協議会に入っておられます。それは、やっぱり大阪の再生を願っているからなんです。我々衛星市選出の委員も、大阪市の富に貢献はさせていただいております。そういう関係で、昼間人口、夜間人口、定住人口とあるわけでしょう。だから、大阪市がきっちりと再生させていただいて、その経済的効果も反映も全て周辺に連動させていくようなことを考えるのが、知事の仕事なんですよ、成長戦略を。だから、知事が発言されているのは当たり前で、至極当然だと私は思います。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

結局、今委員もおっしゃったように、大阪市にある財源を周辺市にばらまいて、大阪府のクオリティーを上げていこうという話なんかというふうに、僕は市長にも申し上げたけど、申しわけない、読解力が市長ほどできてないんで、もし、じゃあ、大橋委員の言うことを実現ができれば、地下鉄は延伸できるんですね。延びるんですね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、現行制度の比較ということで、その都市内分権が必要だということは、自民党も民主党の皆さんもおっしゃっているわけですから、ですから、より住民自治といいますが、住民に近いところで行政をやっていこうという方向性は、同じ方向を向いてますので、そのやり方として、現行の制度の中での都市内分権と、僕らが考えるところの新しい

制度、いわゆる都構想、この二つのやっぱり比較になると思うんですよ。

だから、都市内分権という言葉だけじゃなくて、一体この公選区長にどういう権限と財源を渡していけば、その住民に近いところでの意思決定ができるのかということをやったり、都市内分権という言葉じゃなくて、具体の制度を見せてください。それを完璧なものが見せれなくても、僕らがつくっていく制度に比較して、いや、都市内分権のこういう方がいいじゃないですかということを見せてもらったらいいと思うんですよ。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
知事、市長ね、我々の都市内分権、その公選区長にどんだけの権限を与えるんだと、それで、中核市・特例市を知事は例に挙げられましたが、我々が言っているのは、政令市が持っている全ての権限を公選区長に与えることができるんですよ。我々は、考え方としてはです。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)
僕らはね、花谷委員、もう一回、2ページの図を事務局からちょっと説明受けてください。僕らも政令市の権限のうち、中核市分は、まず全部区長に渡すということです。

(花谷委員)
それは分割した場合でしょう。我々は政令市のまま。

(橋下委員)
だから、花谷委員も、政令市のこの権限のうち2ページの表、2ページだけでいいですから、さっきの2ページの表のうち、どれとどれを区長に渡すのかというところを、はっきりそれ示してください、この政令市の権限のうちで。もうこの権限だけでもいいから、どれを区長に渡すのだと。そのときの財源はどうするのか。そのときには区長は公選制になると思うので。だから、見せてください、都市内分権、どの権限と財源を幾ら渡すのかとか。

(花谷委員)
了解。

(橋下委員)
全部渡すって、政令市は。

(花谷委員)

渡すことができるということですよ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

私も、切に、この特別区の設置協議会が実り大きいものとなるように願っているんですよ。その上で、会長にもお願いし、また、整理をしていただきたいのは、都市内分権をどうしていくかというのは、まさに、大阪市の都市内分権をどうしていくかなので、これは大阪で議論しましょうと言いたいんです。

この特別設置協議会の最終的に協定書が策定されて、住民投票がなされるときには、ここで出てきた特別区設置案と、今の大阪市とどっちがいいですかということを、大阪市民に問うことになるわけですから、そのときに、我々が示した都市内分権の未来像と、ここで協議された特別区とを選ぶわけではないので、だからこそ、我々は現行制度と、ここで議論される特別区の方向性との案の比較がしてみたいという。

(松井委員)

さっきも木下委員が出すと言うてんのに、今、柳本委員は、もう出さないというような話はずるい。だから、出してくれたらいい。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

この場ではなくて、この場をより実り多きものにするために、そのことについては方向性としては、市議会で議論しましょうという話をしているんです。

(松井委員)

いやいや、それは、市議会でも議論して、この会でも議論してもらわないと、これはやっぱり僕も委員の一員で出ている、いや、木下委員、柳本委員はここではやらないと言ってますけど、どうなんですか。

(木下委員)

会長が判断してくれたらええやん。

(松井委員)

会長、ほな出してもらいましょう。

(木下委員)

ただし、スケジュールは全部変わりますよ、当然。

(浅田会長)

特別区設置協議会規約に、そんなん何も書かれてないですよ。

(木下委員)

だからあかんと言うてたのに、市長からその話が出たからでしょう。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

だから、ここで事務局につくらせるのは、それは無理ですよ、もう事務局の負担から。だから、それは市議会内のものとしてやりながら、ここに提出してください、その案を。

柳本委員、それね、住民投票のときに、都市内分権の案を出すんじゃないんですというのは、それはちょっと違うと思うんですよ。だって僕らは、今の現行のこの体制がおかしいという思いで、要は都市内分権、もっと言えば究極の都市内分権をやるのが、この大阪都構想ということなんですよ。柳本委員も花谷委員も、現行の体制のまんまで都市内分権が進んでいるとは思ってないわけでしょう。だから、現行の体制から、都市内分権をもっと進めていかないといけないと先ほどから言っているじゃないですか。

公選区長も置いて、権限と財源、政令市が持っている権限のうち、その中で渡すものは渡していく、財源も渡していくというのであれば、柳本委員もさっき児童相談所のあり方について、お金とかそういうことをやれば、体制を増やすことができると言われましたけど、実際に僕が大阪市をやっている限り、僕の認識ではそれはできません。今の体制だと、大阪市役所の体制だったらできません。だけど、それができるというのをおっしゃるのであれば、どういう形でやるのかを、それを都構想をやらなくてもできる、できると言われるんだったら、具体のそのやり方を出してもらわないといけないと思うんですよ。やっぱりそこで比較するのは、都構想と、それから現行の体制をよりよくニアイズベターに近づけた自民党案や民主党案の都市内分権の案と、それと都構想が比較されて、住民の皆さんは判断することになると思うんですよ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

根本的に都市制度の、あるいは行政の進め方の考え方として違いがあるのが、橋下市長

初め維新の会の方々は、今現在、平成27年4月を目指して、大都市制度、大阪の都市制度を変えようと、そこから新しい制度でスタートさせようと言われておられます。我々のと言っていいのか、若干不安になってきましたけども、我々の認識として、私の認識としては、都市内分権については、現行の制度上ですので、徐々にできるところから進めていきたいと思います、その上で最終的なゴールがどのような状態になるのかは、それは今、見定めることができない部分もあるかと思えます。

ただ、できる部分から少しずつ、そういう意味では今、橋下市政のもとでいただいている都市内分権も、この場でも何度も言わせていただけてますけど、評価しております。そういった状況の積み重ねを、まさにこれは今も含めて、営々と一日一日生きている市民の生活があるわけですから、その市民生活に大きな影響を及ぼさないように、できるところから徐々に徐々に、よりよい制度にしていくという取り組みを考えているわけであって、そんな平成27年4月から、がらっと荒療治のように制度を変えてしまって、また、その荒療治による副作用が起こるような状況を、私たちは求めているわけではないということなんです。

(浅田会長)
松井委員。

(松井委員)
これ、自民党案にね、柳本委員、公選区長と書かれているんで、がらっと現行制度では公選の区長はできないじゃないですか、選挙で。だから、自民党案もがらっと変えるという話じゃないですか。だから求めているんです、都市内分権案を。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)
今現在、そう言うはずりじゃないかとか、また、政治家として責任がどうなんだと言われるかもしれませんが、我々は、将来的に区長の公選、そこに準公選という言葉も書かせていただけてますけれども、それを含めて検討してはどうかということは提示させていただきました。それは事実として残っております。

しかしながら、いつの時点でやるかということには言っておりません。それはどういうことかと言いますと、先ほど言いましたように、徐々に徐々に、今、現行法制度上の行政区長に、それは公募ですけども、今その状態にどんどんどんどん裁量予算をふやし、また、今、局予算となっているものについても、区長予算として自由に裁量を使ってできるような予算を増やしていくことによって、まさに都市内分権が少しずつ進んでいくと思うんです。

その上で、いつも市長がおっしゃるように、これだけの権限や財源を与えた区長であるならば、むしろ公募とか、そういう形でなくて、住民の方々から選んでいただくべきじゃ

ないかというような段階になったときに初めて、そういう準公選であるとか、公選というステップに上がっていけばいいんじゃないかというふうに思っております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

柳本委員にも一定の評価をいただいている今の公募区長制なんですけども、もちろんいろいろ区長で御迷惑をおかけしたことは申しわけなかったんですけども、ただ、僕が制度をつくった、今のその権限移譲ですね、今の、現行の公募区長に渡した、あの権限よりも、僕の任期中にさらに増やすということは、もう無理です。これはもう今のあれが限界のところまで目いっぱいのところまで渡しました。

それは、だって、今まで大阪市議会で、あそこまでの権限とか財源を渡すという議論があったのかどうか分かりませんが、僕は号令かけて、市政改革室もつくりながら、そこで徹底して議論をやって、目いっぱい、渡すことのできる目いっぱいのところまで渡そうということで制度設計をやり、もう予算の仕方から何から、本当に短期間で市役所の職員が頑張ってくれましたけども、あれ目いっぱいです。

だから、もし今の公募区長に渡したものの以上に、そのほかに渡せるものがあるんだったら、それ出してください。そしたら、僕、やります。でも、今の制度のもとでは、もうあれが限界、現行の制度では、今の公募区長制に渡したあの予算、シティマネジャーという名を打って、局長の上にポジション、区長を置いて、こんなの今までの市役所でやってなかったでしょう。

その中で、局の予算も、一応シティマネジャーが関与できるようなことになって、700何十億ぐらいですよ。こんなのは前回まで50億か何かだったんでしょう。それを770億までふやしましたが、ここをもう突破しようと思ったら、制度を変えないと、もう無理だというのは、僕の認識です。

でも、今の公募区長のあの制度、お金の配り方から何からというのを、もっと権限渡すことができるというのであれば、それを見せてほしいんです、徐々に徐々にと言われるのであればね。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

確かに限界なのかもしれません。それは、私、市長でないのでも分かりません。ただ、この間の公募区長さんに、今回初めて公募区長が予算編成に携わったときに、予算市会でいろいろ議論をさせていただいたときに、権限・財源は確かに与えてはいただいたけれども、結局のところは、局が実質的なものを担っていて、なかなか自由にできなかったというような言葉、それは与えられた権限の中での、そこで裁量を十分に生かすことができなかつ

たというような発言もあったというふうに記憶してます。

ですから、今、橋下市長が最大限与えていただいた権限をフルに活用できるような公募区長の、あるいは行政区長の状況を、こういう視点で、さらに強化していくということが考えられるんじゃないでしょうか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは、各区が独立の自治体になってないのでもう限界なんです。その大阪市役所の中に局があり、もともと局の中に区があったわけなんです。区長があったわけなんです。それを局の上に僕は持ってきましたけども、それぞれの区長のもとに独立のそれぞれの局があるわけじゃないですから、区長は24人いますけれども、局は大阪市一律の局がそれぞれ一つずつあるわけですから、もう今が限界です。

そりゃ、区長が権限と財源をもらったと言っても、この大阪市の局が、一つの局が24区ばらばらに行政を行うことができませんので、そこに限界が生じているというところで、もうこれが政令市の制度の壁といいますか、限界なんです。

僕は教育委員会の事務局にまで区長を副理事で入れ込んでいるんですよ。これも限界なわけです。もう副理事というところでね、教育長のもとに置くことが、今の制度上の限界なわけですね。教育委員会も置くことができない、それぞれの各区のほうに。ですから、500の学校というものを一つの教育委員会で全部仕切って、ここにそれぞれの地域の住民の皆さんが教育行政のほうに関与できないというのも、やっぱりこれも今の制度の限界で、だから、柳本委員、今やっている公募区長制というものの、僕はもう限界、目いっぱいのところまでやったという自負がありますけども、それを積み重ねていくというんだったら、ここをやれ、あそこをやれということをごんごん言っていただいたら、もっと積み重ねていきますけどね。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

今の公募区長に限界があるのは、市長が橋下市長だからだと思います。すなわちどういうことかという、強力な権限と人気と絶大なパワーを持っている橋下市長がいらっしゃるからこそ、本来であれば区長はもうちょっと自由なことを言いたいけども言えない。言ったら首切られるというような恐怖感におびえて、なかなか権限、財源を生かしきれないんじゃないでしょうか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

柳本委員も、そういうことはわかると思うんですよね。だから公募区長の限界がある、それが。公選区長になれば、区民から選ばれて、自信持ってやりたいことをやれると、そういうことで、自民党はもう公選区長なんでしょう。だから、公選区長である限り、どんなだけの都市内分権をするんなら、どのパターンでいくのか、市町村なのか、特例市なのか、どこかその間なのか、それを出してください。

それは大阪市で、こういう形のペーパー出していただいてもいいですけど、この場所でも比較対象の対案として、これを議論するために、木下委員、出してくださいね。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

そりゃ、会長のお許しがいただけるんやったら、もう一回、党内で検討させていただきたいと思いますが、さっき、市長のほうから、今の公募区長の権限とか財源がいっぱいいっぱいなんやというお話がありました。これが、都構想になれば、じゃあ、各区割りされた行政区に潤沢にその財源と権限がきちっと、いわゆるベターな状態で改善されるのでしょうか。いわゆる府域内で上がってくる税収、あるいは市域内で上がってくる税収も、もう見えているわけですね。

そういう中で、行政効率としても、今現在ある大阪市という一つの自治体の中で、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、それぞれをもって運用している現状と、幾つのブロックに区割りを考えられているのかわかりませんが、例えば、5ブロック案にしても7ブロック案にしても、その教育委員会も5つ必要になります。人事委員会も7つ必要になります。もちろん区議会も必要になります。今までよりも議員の数は増えていきます。というようないるんな行政コストのコストパフォーマンスということを考えても、今の市長のロジックでいけば、何か都構想にすれば、それらのお金というものが潤沢に回っていくんですよというようなふうに聞こえて仕方がないんですね。

だから、例えば、府域内で上がってくる、市域内で上がってくる税収というのは、ある程度読める数字であって、都構想にしたら、格段に増えるんですよということにはならず、むしろ、例えば、国からの交付金にしても、今、大阪市は大阪市でもらっています。府は府でもらっています。ある意味で言うたら、二つの財布から国からの交付金を受けている現状があって、都構想になれば、その財布が一つになって、財政調整というまとまってもらえるような状況になって、大きな期待ができるのかどうかということも含めて、きちっと、これまで、今ここの区割りのステージの中で議論する話じゃないですけども、ただ、ベターやという部分の話の展開があったんで、その部分だけはちょっと確認をさせていただきたい。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

これ大前提で財源の話をして以前しているときに、財源自体は、この都構想をやって増えるわけではないんです。もちろん成長戦略をやって、その果実として税収が増えるということはありませんけれども、制度を再編することによって、そのことで直ちに財源が増えるわけではないけれども、減るわけでもないんです。要は、仕事も増えるわけでも減るわけでもなく、要は仕事に見合ったお金はきちっと配分しましょうということですから、今やるサービス分の財源はきちっと確保できることは間違いありません。

ただ、要は仕事に見合った、お金というのは仕事に見合ったお金ですから、それをきちっと配分しましょうということなんです。

先ほど木下委員が言ったように、今の公募区長よりも、じゃあ、都構想になったほうが、より裁量権が増えるんですかと言ったら、もう圧倒的にというよりも、それはもうまさに異次元の世界になりますよ。だって、それは今の公募区長というのは、あくまでも僕の部下ですし、その予算といっても、増えた、増えたといっても、1行政区で50億もないですよ。だから、それぐらいのところ、この35万から40万人ということになったら、中核市並みになったら2,000億ぐらいの予算規模になるんですかね。だから、それぐらいの予算規模になる。あとは増えないけれども、その範囲で自分で自ら、ありとあらゆる政策について、これ削ってこっち増やせとか、これを取ろう、これをしようということが、ありとあらゆる領域においてできるということなんです。

だから、今回、公募区長で福祉予算について、わずか3億ですけども、区のほうにぽんと渡して、これで福祉の事業をやってくださいねという話をしたら、24区も様々な事業を打ち立てましたよね。だから、わずか3億でもあの状況なんですよ。これがだから中核市並みで2,000億の予算という規模になれば、もちろんそのうちで義務的経費ということで90%もある意味、もう支出分なんでしょうけども、でも、基本的には首長として、ありとあらゆる領域について自ら決定できるということになりますよね。

だから、お金が一気に、制度を変えただけで増えるわけじゃないけど、減るわけでもなく、仕事に見合った財源は必ず分配するというのが、今回の都構想の大方針ですから、それに見合った今、制度設計してますので、だから、何か吸い上げられるとか、よく市議会の皆さんが新しい都のほうに吸い上げられるとかいうんですけども、仕事に見合ったお金の配分をするわけですから、当然、お金がもし広域行政のほうに移ってしまうということは、その分、今まで大阪市がやっていた仕事が、その分、広域行政がやってくれることになるんで、全然負担は増えないわけですよ。

(浅田会長)

その他の方で何か御発言ございませんか。
なかったら、木下委員、これを最後に。

(木下委員)

最後ということなんで、まとめないかんの。自分の言いたいことは。

(浅田会長)

まとめてもらったら困ります。まとめるのはこっちの役割ですから。

(木下委員)

もちろん今の市長の取り組みとかいうのについては、いい面も悪い面も含めて我々は一定の評価をしています。ただ、当然のことながら、今、大阪市が抱えている借金とか、負の遺産も引き継がなければならない状況の中で、やっぱり市民にとってベターなのかどうなのかということ、それはやっぱり今、橋下市長がおっしゃるように、橋下市長の選択肢の中には、都構想しかないんだという考え方なんですよ。

我々はそうじゃなくて、もっと今の現行の市政改革をもっとスピードアップして、もっと精度を高めていくことによって、市民サービスが向上するんじゃないですか、あるいは行政効率も上がっていくんじゃないですかということ、我々は関市長の時代からいろんなプランニングをしながら、だから、交通局の問題にしても、我々は我々なりの考え方を持っていて、いろんな取り組みをしているところなんですよ。

ですから、その辺のところも踏まえた上で、都構想のメリット・デメリットという、いわゆる今回の特別区設置のメリット・デメリットというのを検証するときに、その入り口論になってしまうやないかということと言われるけども、我々としては、それよりもこうですよということを書いて、きちっと、もし機会があるのであれば、我々は今の現行の中で、もっとこういう市政改革を進めていって、市民に対する行政サービスも、今よりもよくなる、そして、行政効率も高められるようなというような、我々は我々なりのプランを持っているんで、特別区を設置するかしないかというその議論のテーブルで、もしそのお許しがいただけて、もし御理解がいただけて、あっ、それやったら特別区設置しなくてもええなという結論になるような形で提案させていただけるんやったら、そういう時間もいただきたい。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、今までずっとこの協議会の前の検討会のときもそうだったんですけど、都構想についてのメリット・デメリットの議論ばかりに終始していたと思うんですよ。そうじゃないんです。だって、新しい制度をつくるのに、そりゃメリットもあればデメリットも、それは言われればありますよ、それはね。問題なのは、現行制度についてだってメリットだってデメリットだってある。だから、重要なのは、対比なんです。だから、我々が言う都構想に対して、自民党さんの言う対案を出してもらって、その比較ですよ。公募区長の今の制度、これよりももっとできるというんだったら、それも示してください。だ

から、対比しましょうよ。我々の都構想と自民党案ですね、それからできたら民主党案、これを比較をして、それぞれメリット・デメリット、それぞれあると思うから、この比較の中で、最後、どれが一番ベターですかという選択になると思うんです。

市政改革をどんどん進めてくれるということであれば、地下鉄の民営化、早くオーケー出してください。これ何とか早くオーケー出してもらって、何か病院側の独法化も継続審議になっているんで、これもまたこれから特別委員会で議論させてもらいたいと思うんですけど、その点についても示してもらいながら、都構想と対比をぜひ、都構想との対比で自民党案出してください。それで、決着をつけましょうよ、最後、住民投票で。

(浅田会長)

かなり時間になっております。これからの進め方について、かなり積極的な御提案もいただいておりますので、この際、協議会を一旦休憩いたしまして、代表者会議で今後の進め方についてちょっと話し合いをさせていただきたいと思えます。

再開は30分後にしましょうか。4時50分に再開させていただきますので、代表者の方は第4委員会室をお願いします。

休 憩

(浅田会長)

それでは、ただいまの代表者会議で決まりましたことを御報告申し上げます。

まず、1点目は、第6回の協議会を8月9日に開かせていただきます。

それから、事務局作成のいわゆるパッケージ案を、そのときに提出させると。今日の議論を踏まえて、事務局作成のパッケージ案を8月9日までに作成してもらいます。

それから、3点目が、第6回協議会以降の進め方につきましては、8月9日の第6回協議会終了後に代表者会議を開いて決めると。

以上でございます。

それでは、本日の協議会はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。